





図-60 津波浸水想定図 郷ノ浦港（高崎市）

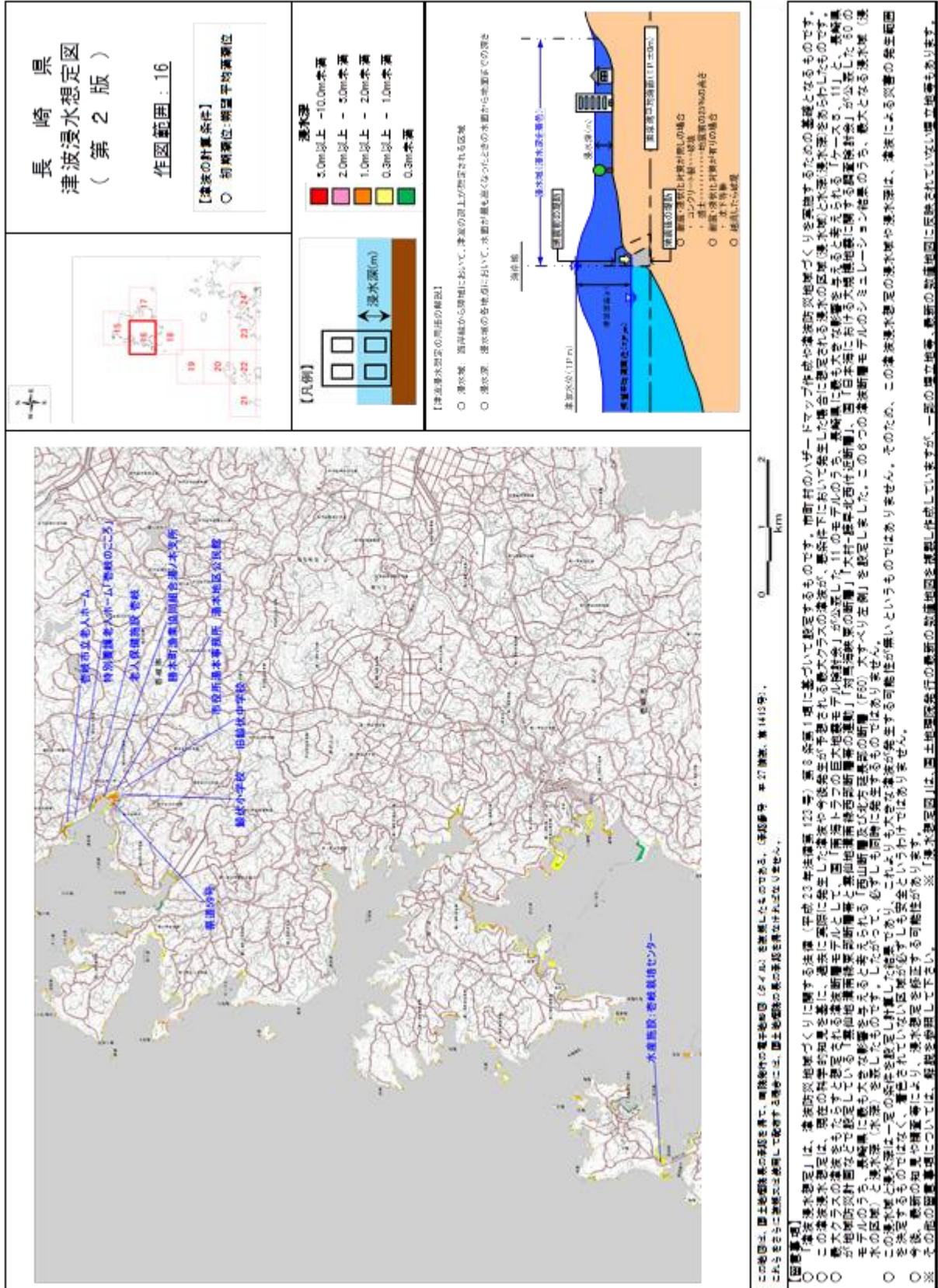


図-61 津波浸水想定図 芦辺港（高崎市）

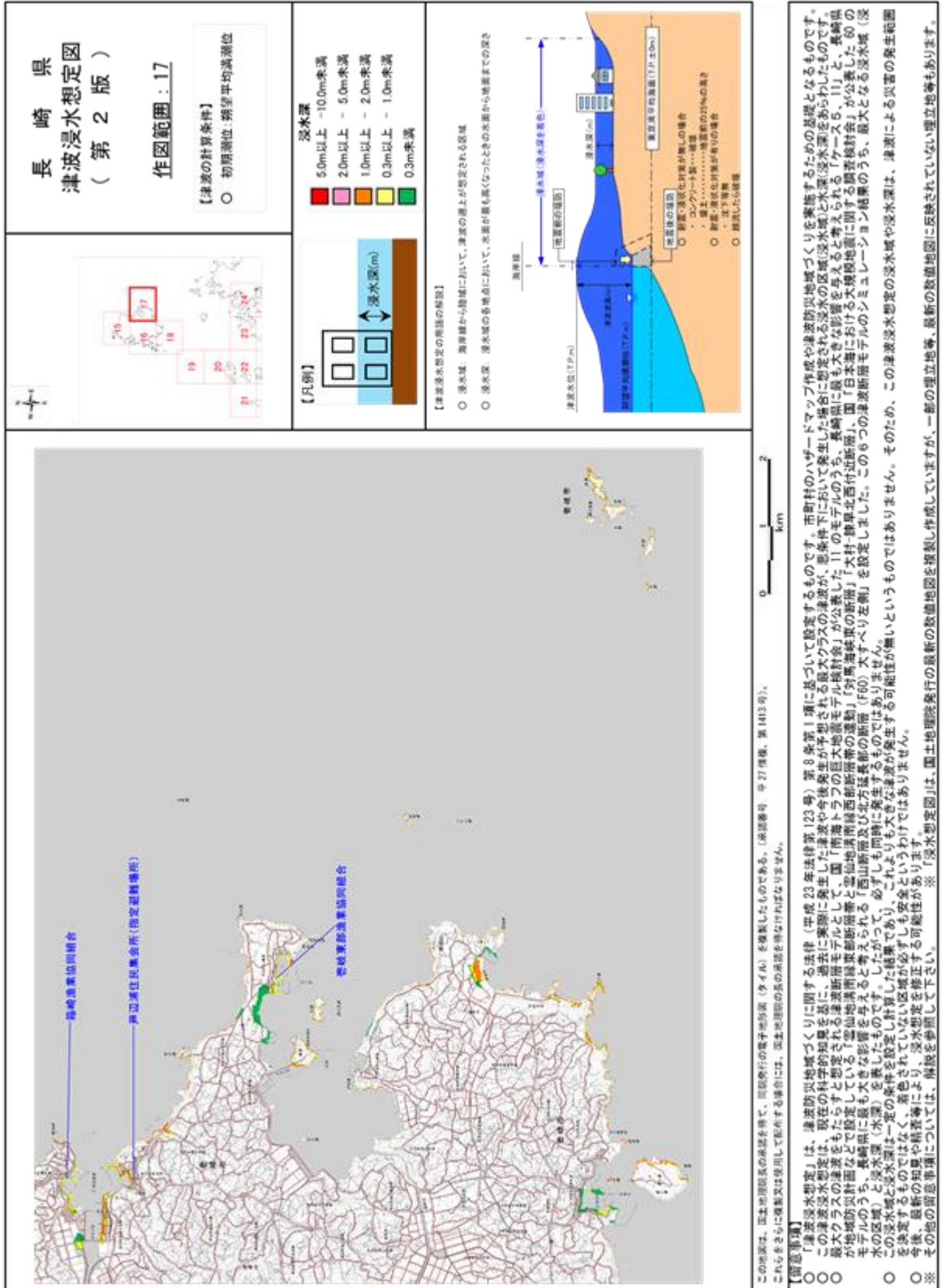








図-65 津波浸水想定図 前津吉漁港（平戸市）

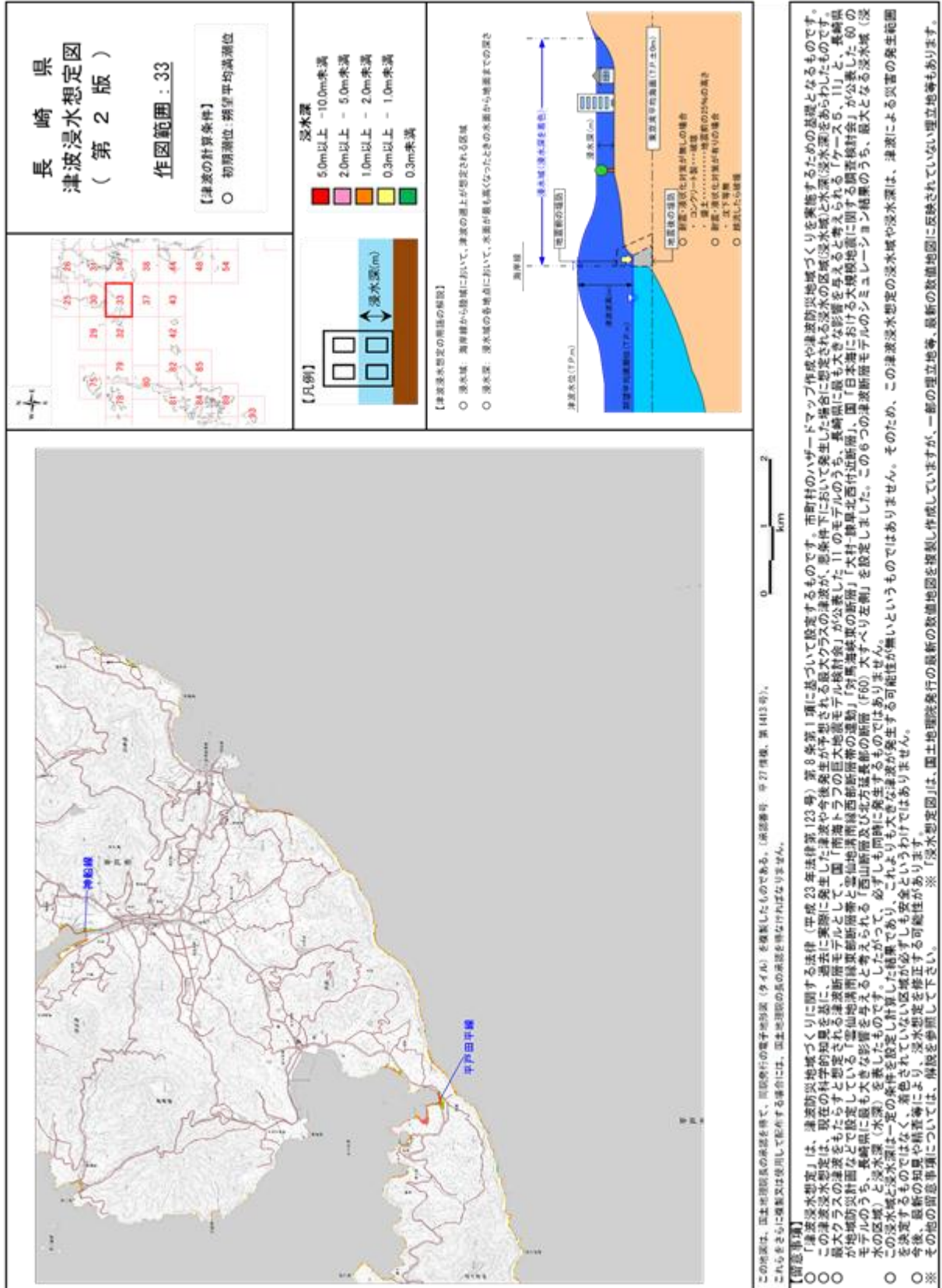




図-66 津波浸水想定図 佐々港（佐々町）、佐世保港（佐世保市）

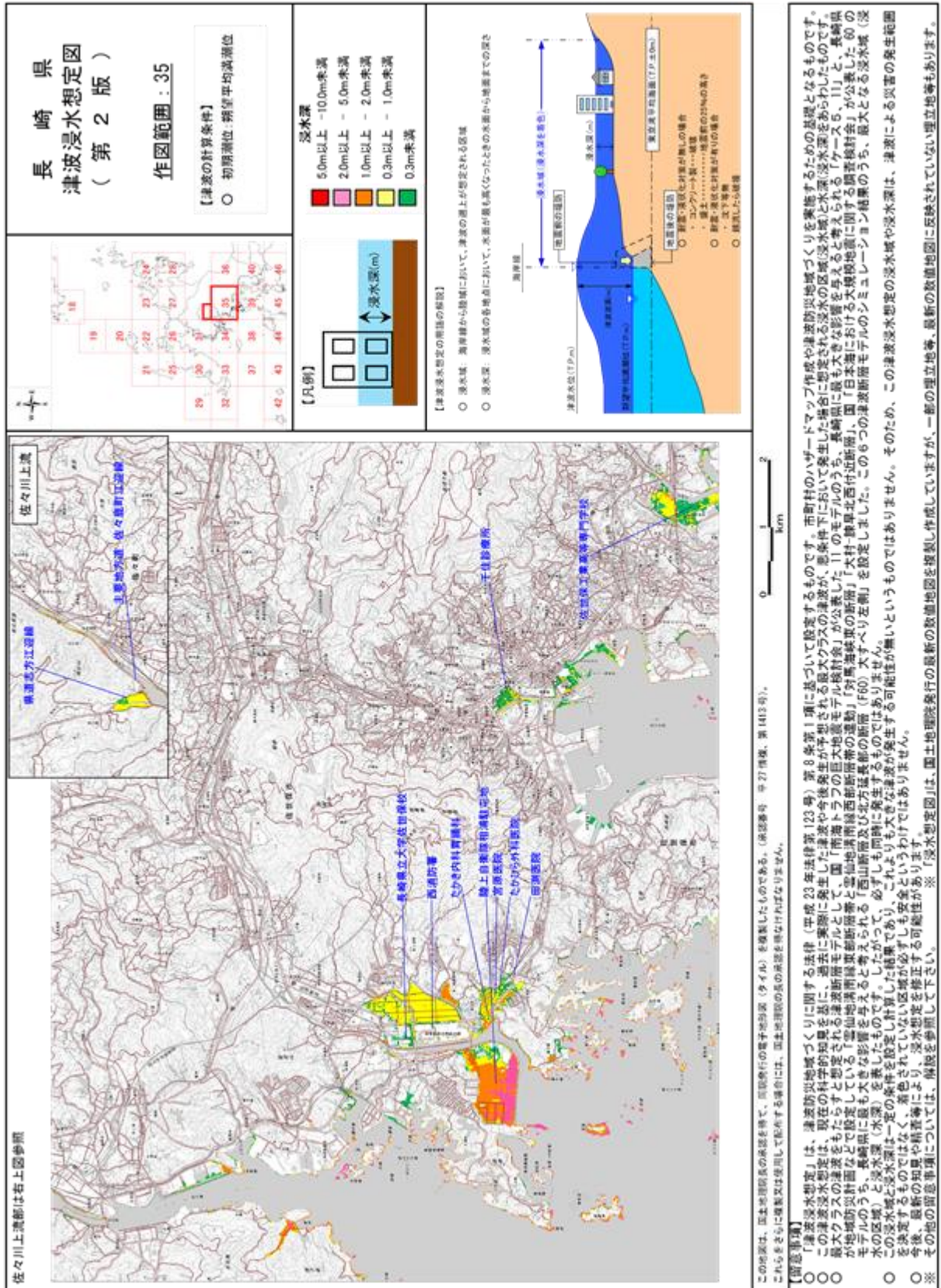








図-70 津波浸水想定図 時津港（時津町）、長与港（長与町）

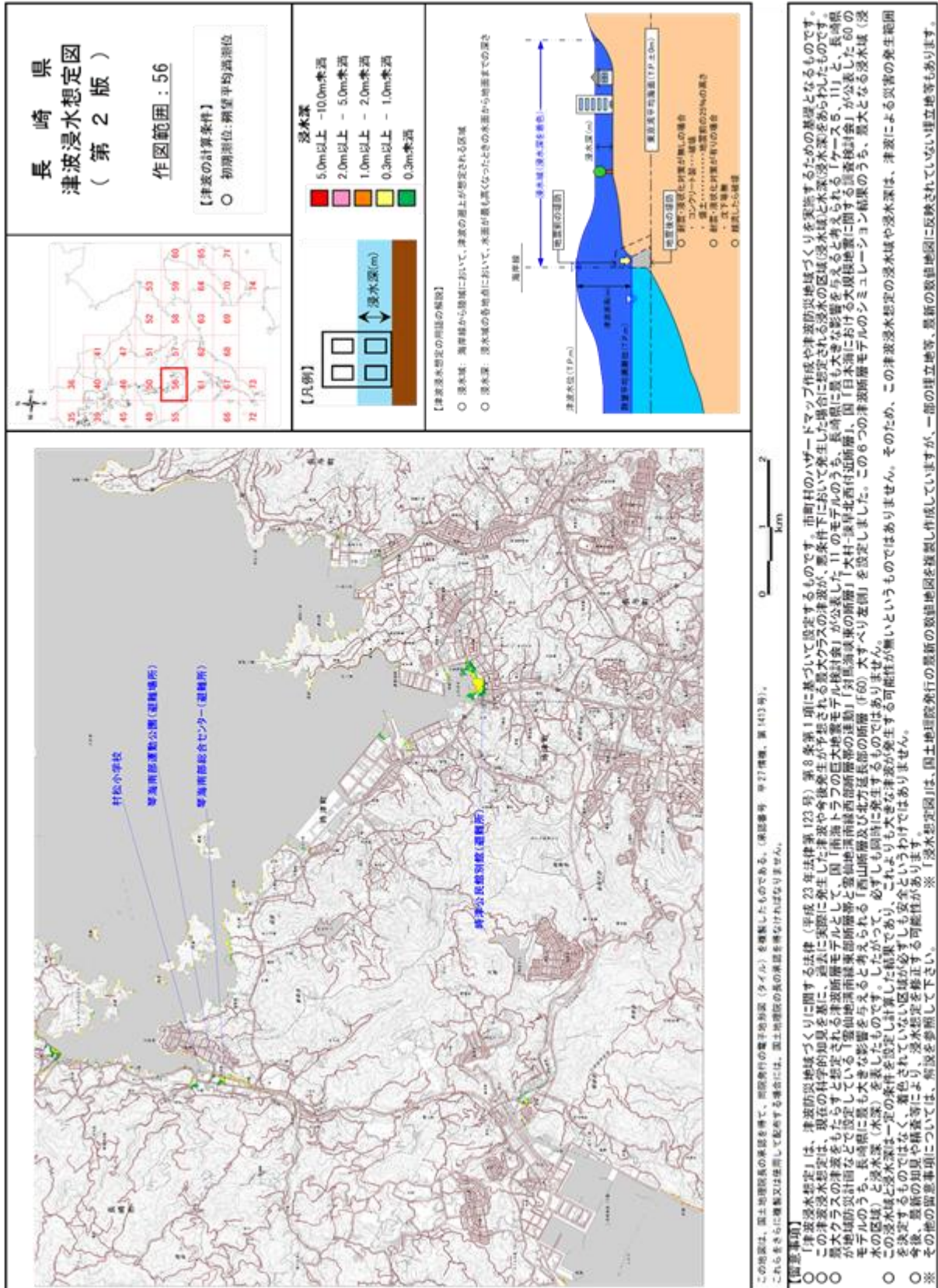




図-72 津波浸水想定図 多比良港（雲仙市）

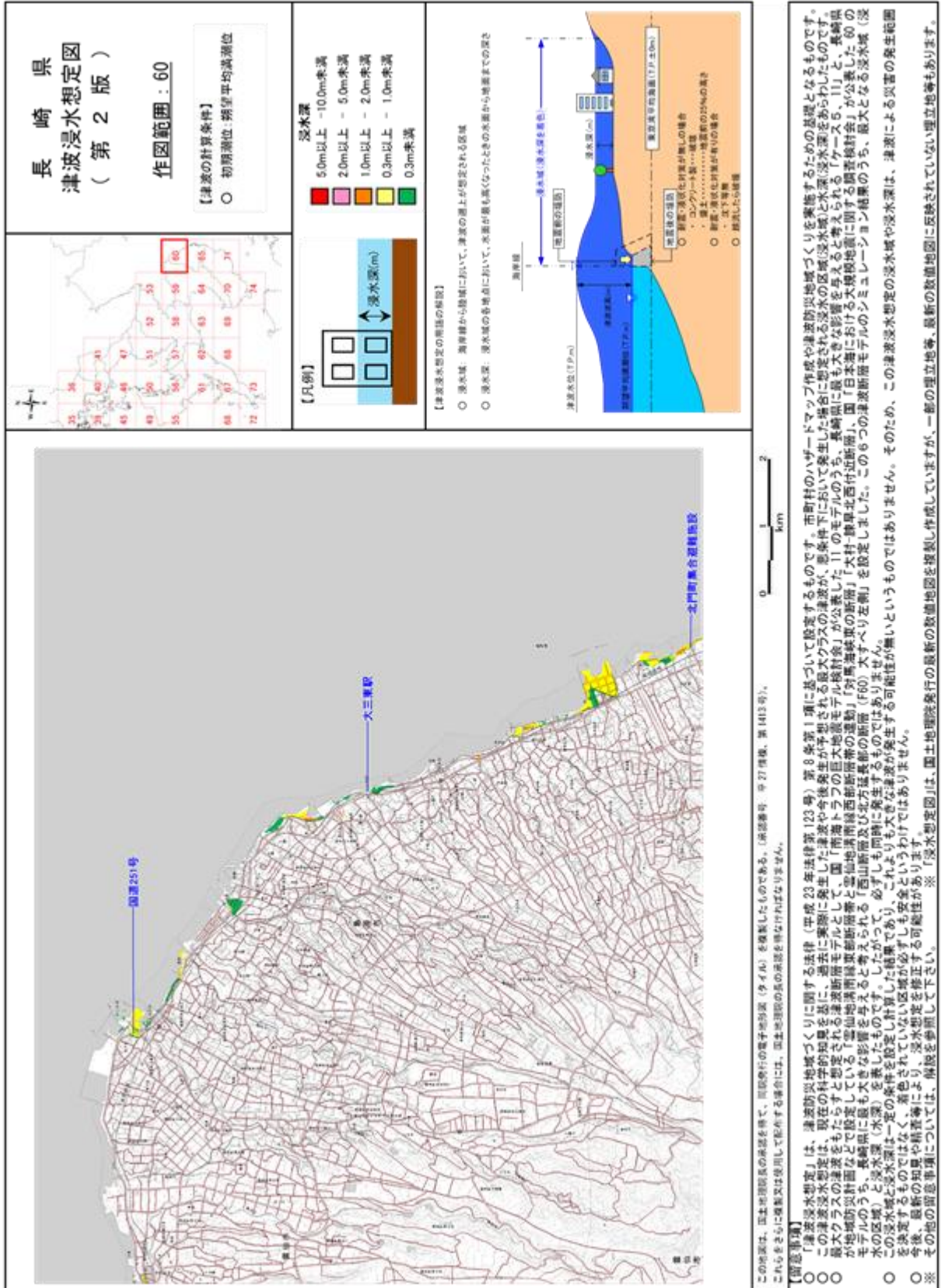












図-77 津波浸水想定図 有喜漁港（諫早市）

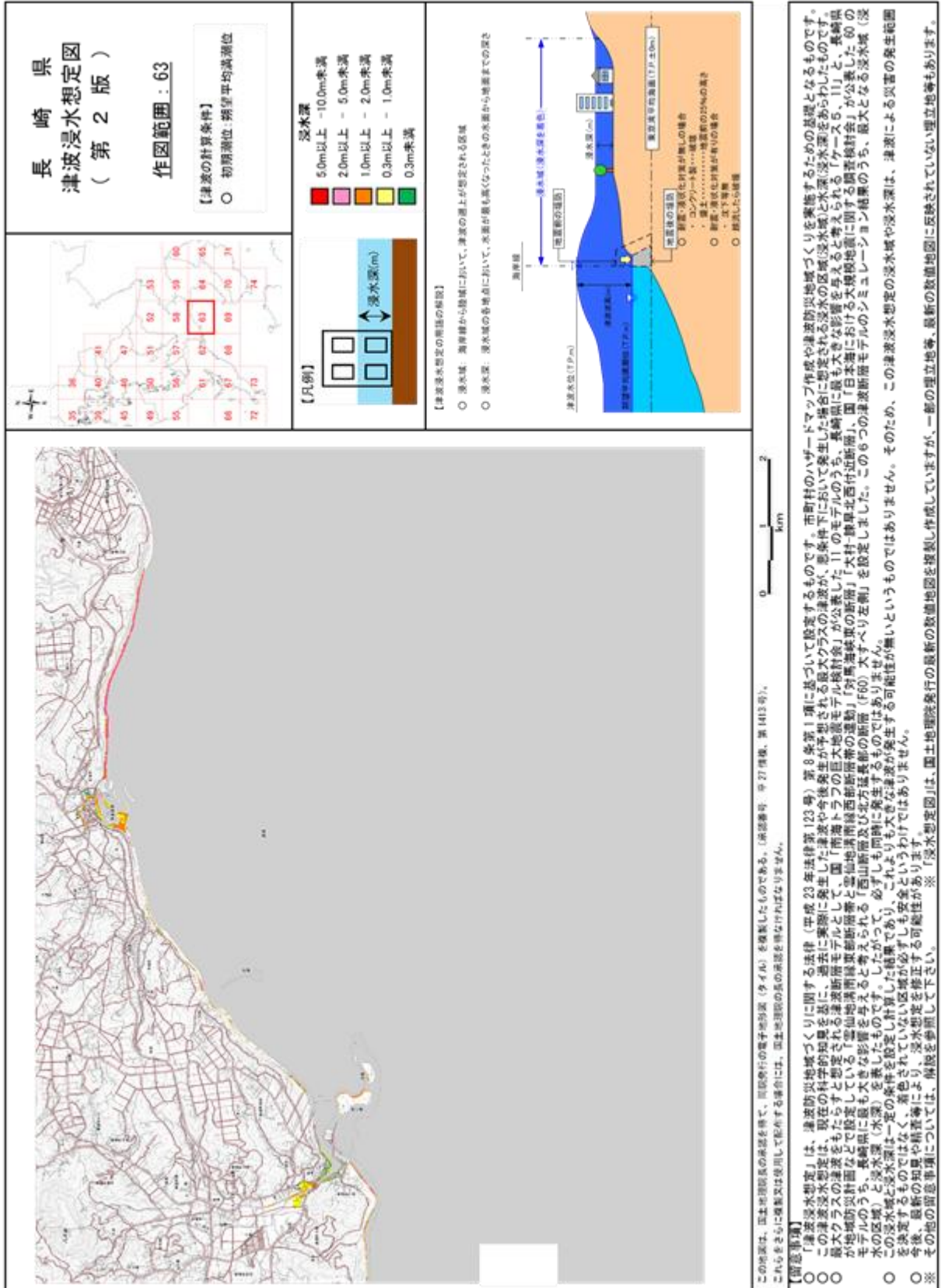
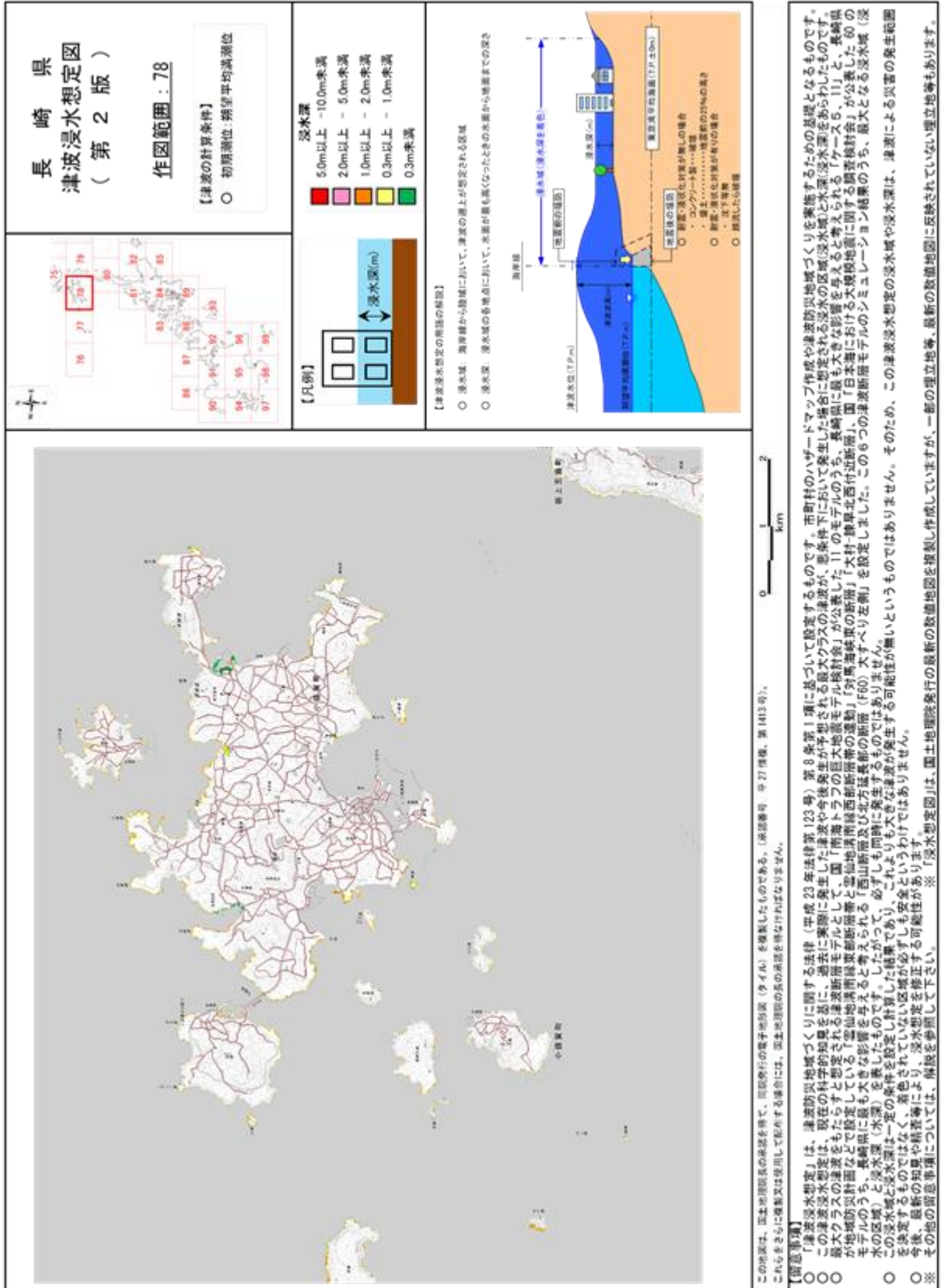






図-80 津波浸水想定図 小値賀港（小値賀町）













## 9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について

(港湾課)

平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」(以下「津波法」という。)が施行され、津波法第53条第1項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができることとされており、県では、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。

### (1) 津波災害警戒区域とは

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。
- ・基準水位も併せて公表している。
- ・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。

### (2) 津波災害警戒区域指定の目的

- ・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保等が義務付けられるなど、避難警戒体制の整備が促進される。
- ・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

図-85 津波災害警戒区域(基準水位)について

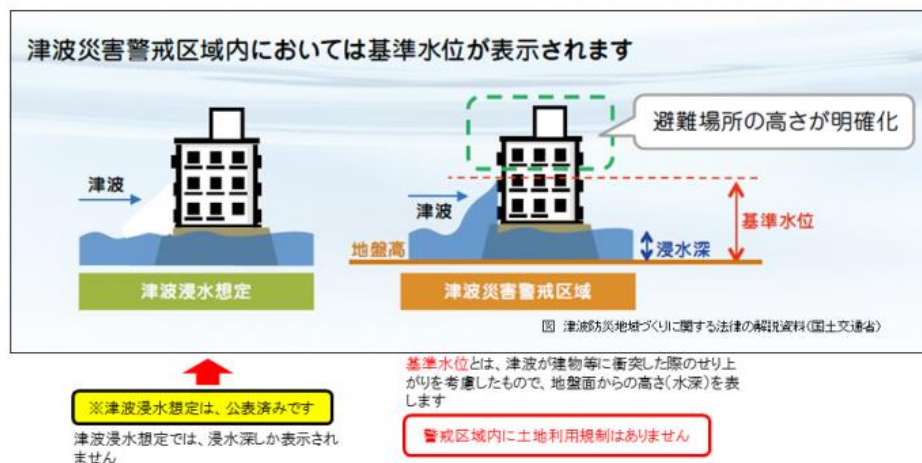


図-86 津波浸水想定図（略図）

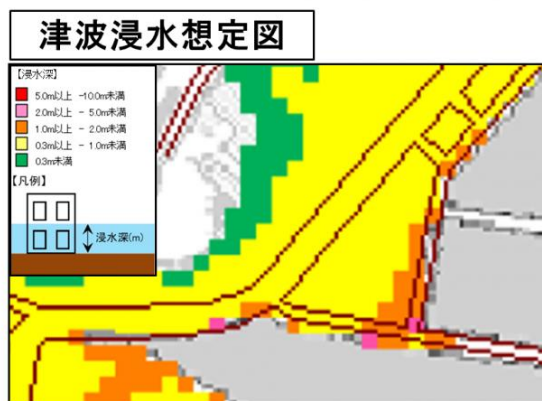
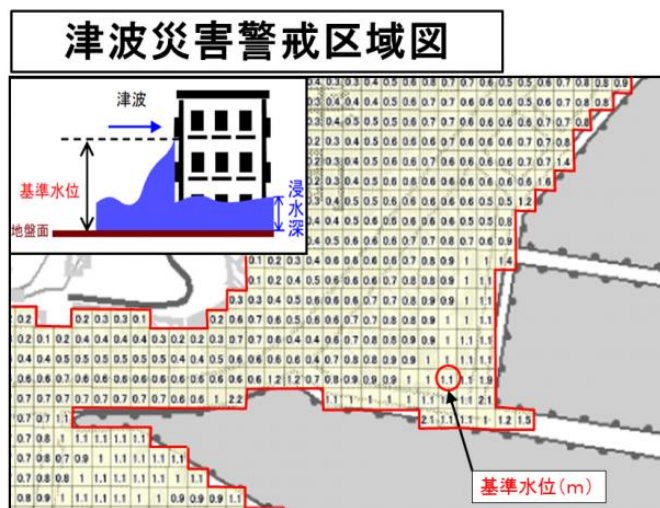


図-87 津波災害警戒区域（略図）



区域：津波浸水想定での区域（浸水深1 cm以上）を基本  
薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。  
表示：12.5mメッシュごとに基準水位（10 cm単位）を記載

### (3) 留意事項

- ・基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。
- ・津波災害警戒区域の設定は、津波浸水想定図の範囲を基本としているが、地域の実情に留意し安全側となるように、以下のような場合などに基準水位が表示されていない区域をバッファゾーンとして設定している箇所がある。
  - 沿岸で新たに埋め立てられたところで、それより内陸で基準水位が表示されているが、新たな埋立地等で基準水位が表示されていない場合

## 総則 第2節 長崎県における地震の想定

- ある程度広いエリアで基準水位が表示されている中で、数区画のみ表示されていない場合
- 海水浴場や砂浜等の海域との境界で、基準水位が表示されていない場合
- ・ 背景地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1413号）道路や建物、海岸線河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。

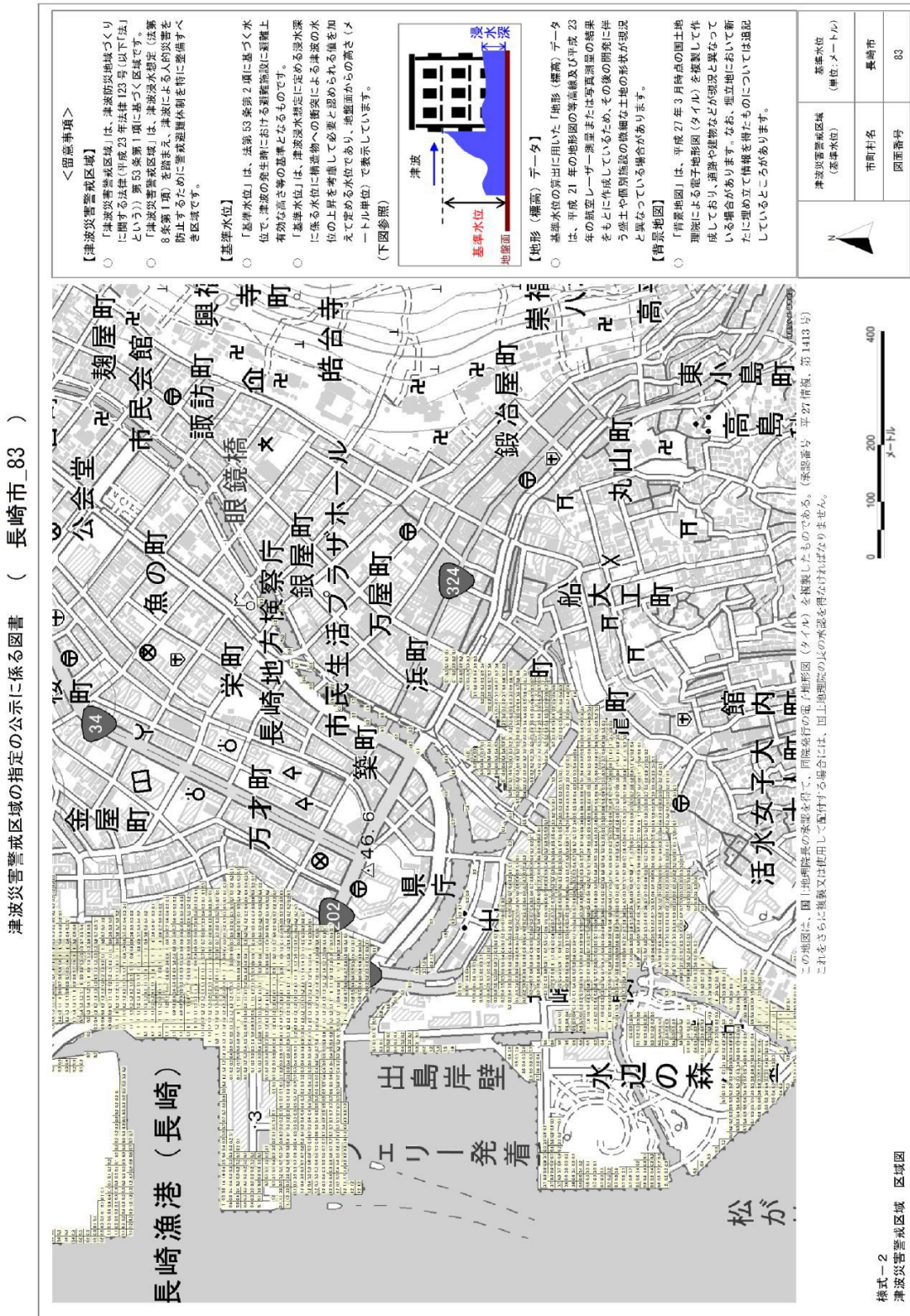
### （4） 今後の取組について

- ・ 津波災害警戒区域の指定を受けて、区域を含む市町は津波法第54条の規定により、市町村地域防災計画において、次の事項を定めることが義務付けられる。
  - 津波に関する予報又は警報の発令及び伝達
  - 避難場所、避難経路
  - 市町村長が行う津波避難訓練の実施
  - 地下街等・防災上の配慮を有する者の利用施設の名称及び所在地
- ・ 津波法第55条の規定により、区域を含む市町はハザードマップの作成・配布が義務付けられる。
- ・ 市町の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた「社会福祉施設、学校、病院」などの施設においては、「避難確保計画」の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施などに取り組んでいく必要が生じる。
- ・ 宅地建物取引業者においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域にある旨を説明することが必要となる。（民間事業者に義務化）
- ・ 県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。
  - 総合的な支援、助言・・・防災企画課
  - 技術的な支援、助言・・・港湾課

### （5） 津波災害警戒区域図

ここでは、代表的な市町の津波警戒区域図を例示する。なお、全1828枚の津波災害警戒区域図は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。

図-88 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 長崎市\_83



図一89 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 佐世保市\_65

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 ( 佐世保市\_65 )

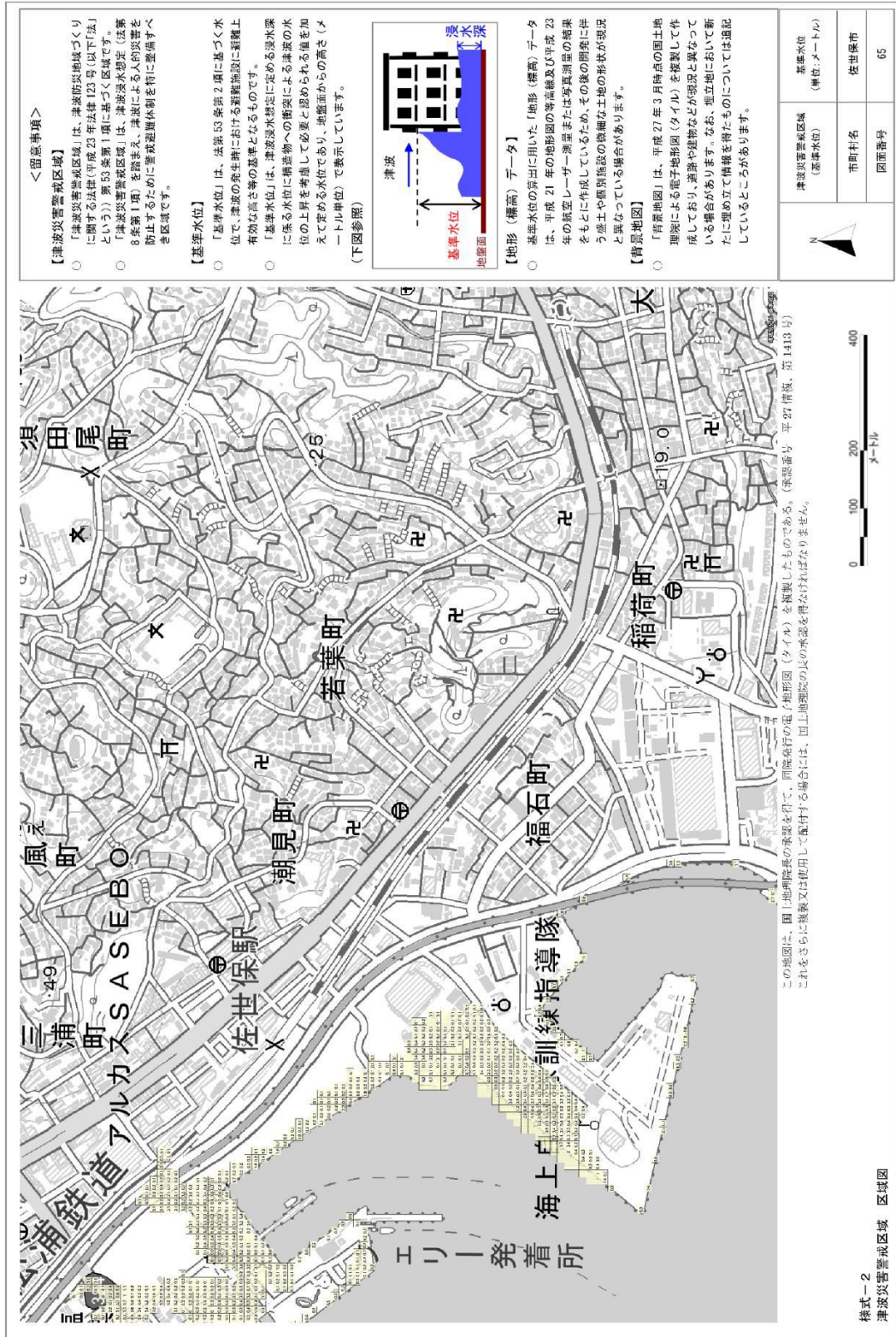
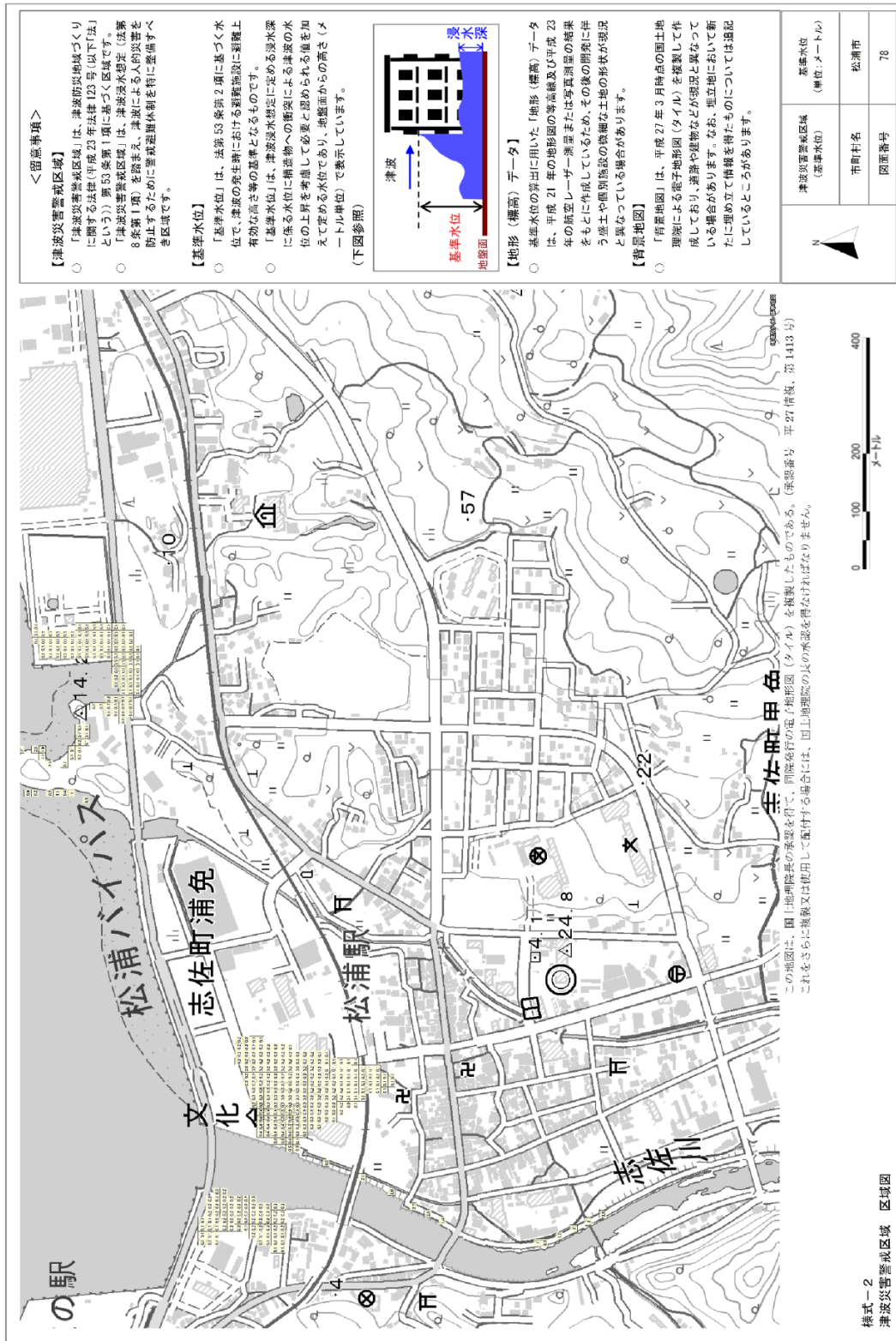






図-91 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 松浦市\_78

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 (松浦市\_78)



様式-2  
津波災害警戒区域 区域図

図-92 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 対馬市\_258

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 ( 対馬市\_258 )

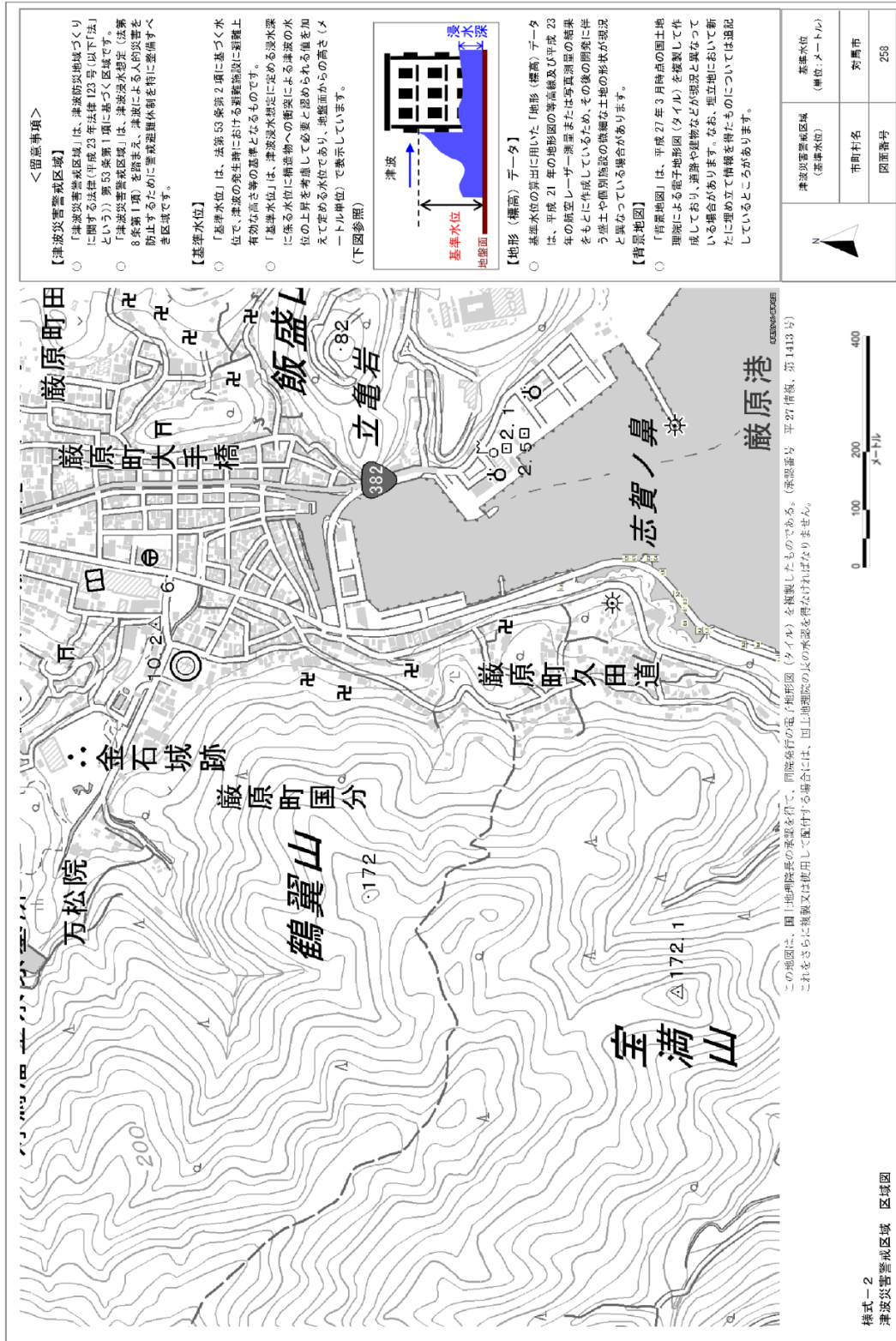


図-93 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 杵岐市\_57

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 ( 杵岐市\_57 )

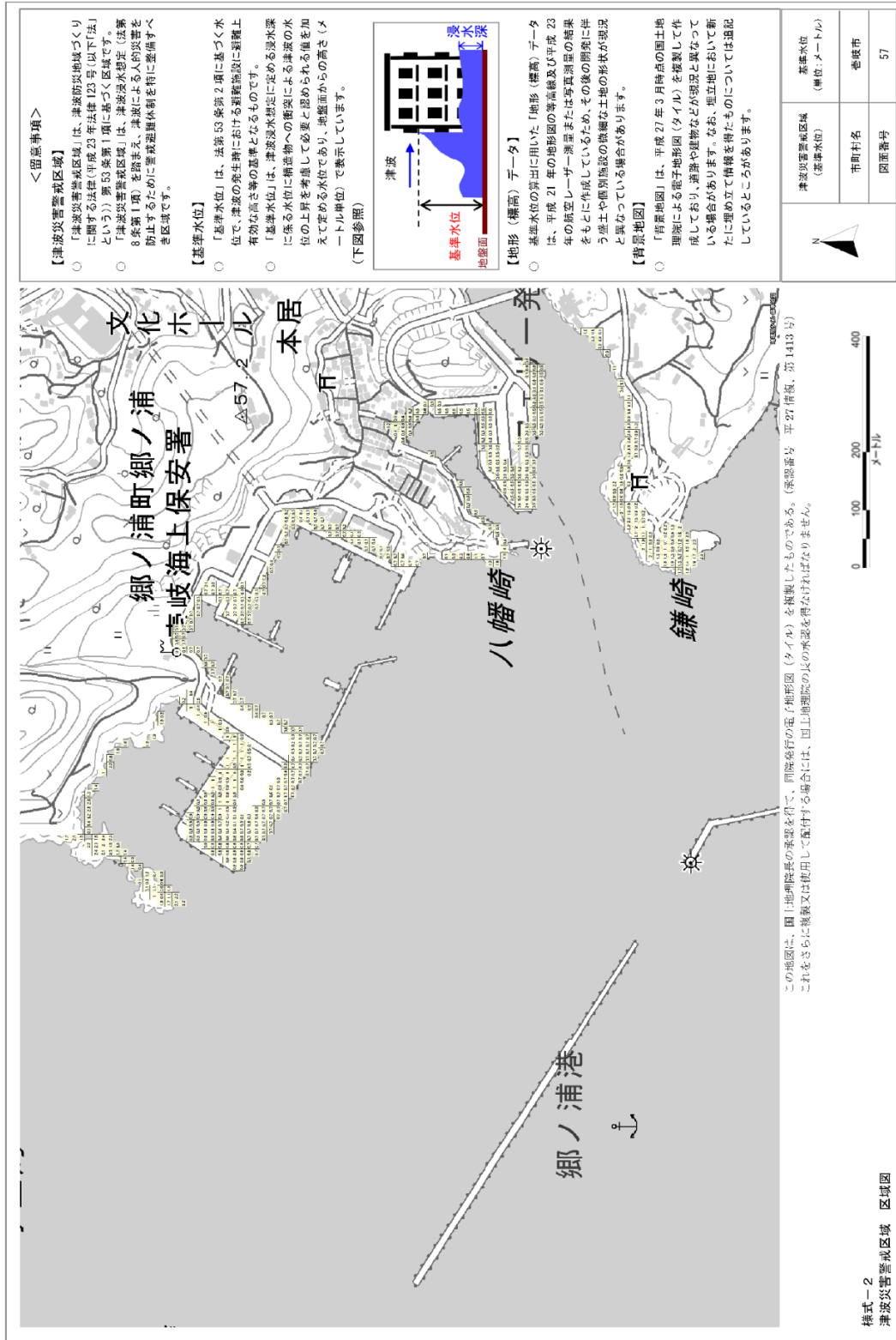


図-94 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 新上五島町\_65

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 ( 新上五島町\_65 )

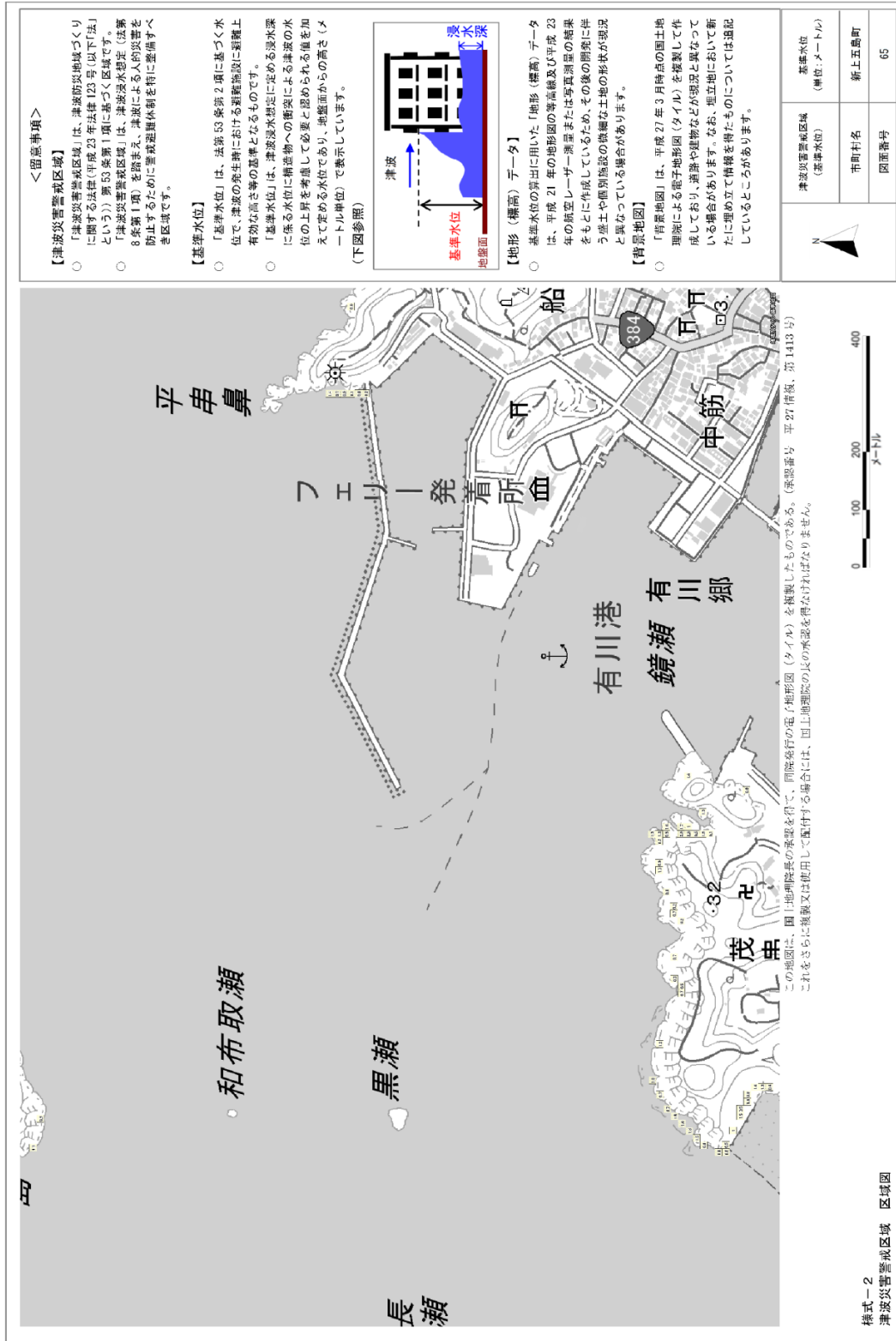


図-95 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 五島市\_151

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 ( 五島市\_151 )

<留意事項>

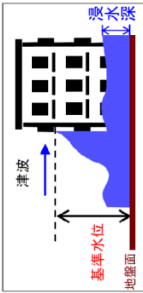
**【津波災害警戒区域】**

- 「津波災害警戒区域」は、津波防犯地域づくりに関する法律(平成29年法律129号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

**【基準水位】**

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時ににおける避難施設に避難し有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定による浸水水位に基準水位に到達物への衝突による浸水水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)

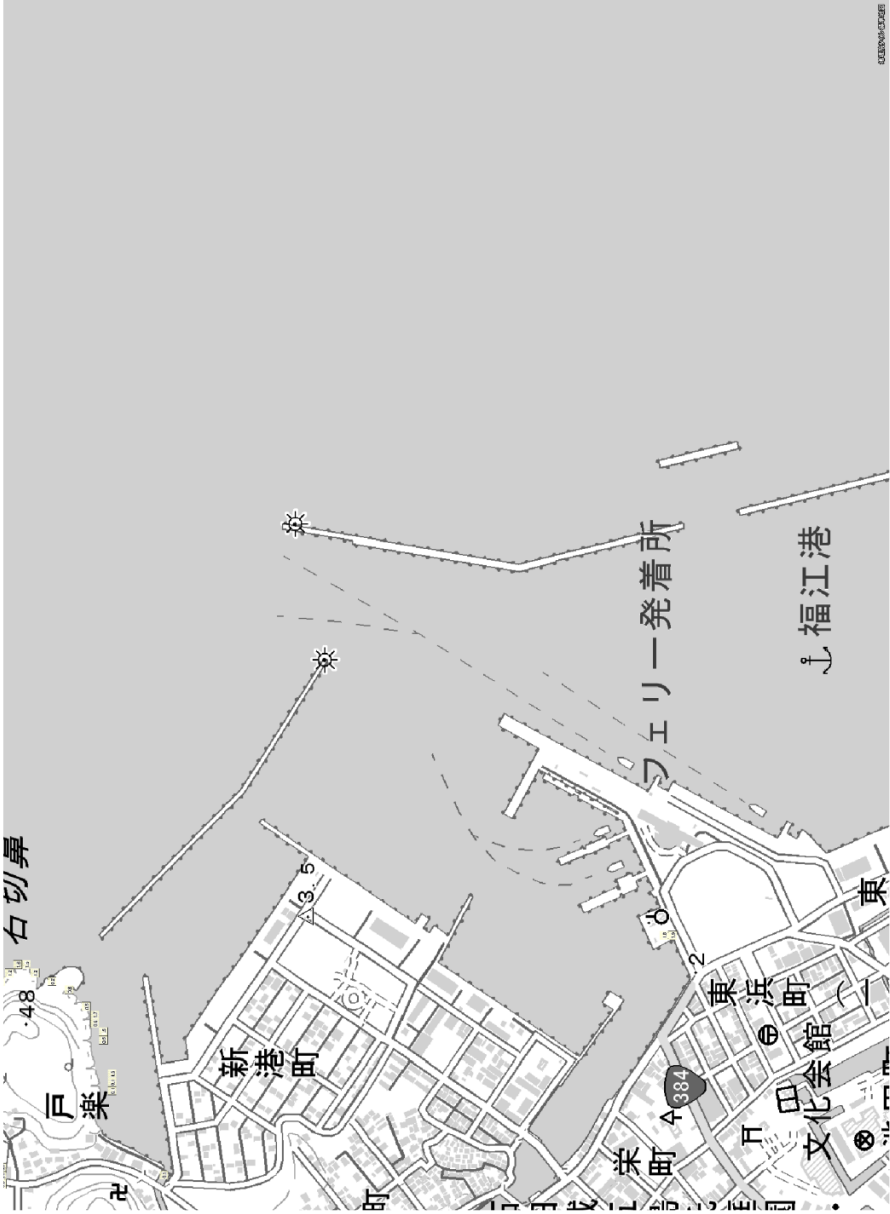


**【地形(標高)データ】**

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の測量に伴う盛土や掘削施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

**【背景地図】**

- 「背景地図」は、平成27年3月時点の国土院製による電子地形図(タイル)を複製して作成しており、道路や建物などが強調と異なっている場合があります。なお、現立地において新たに埋め立て情報を得たものについては追記している場合があります。



この地図は、国土院製による電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27-情報-第1413号) これをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土院製の元の承認を得なければなりません。

0 100 200 400  
メートル

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	五島市
図面番号	151

北

スケール

0 100 200 400  
メートル

様式-2  
津波災害警戒区域 区域図

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

(関係課：関係機関)

### 1 実施責任

#### (1) 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要としたときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### (2) 市町

市町は、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震火災から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

### 2 処理すべき事務または業務の大綱

#### (1) 県

機関の名称	事務または業務の大綱
県	1 地震防災に関する組織の整備 2 自主防災組織の育成指導 3 防災知識・思想の普及等県民の地震対策の促進 4 防災訓練の実施 5 地震防災における施設等の緊急整備 6 地震に関する災害予警報等情報の収集伝達 7 災害広報 8 避難指示に関する事項 9 水防その他の応急措置 10 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 11 災害救助法に基づく被災者の救助 12 災害時の防疫その他の保健衛生に関する応急措置 13 市町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育 15 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

	16 農産物、家畜、林産物及び水産物に関する応急措置 17 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 18 交通規制 19 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 20 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 21 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 22 その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置
--	---

(2) 市町

機関の名称	事務または業務の大綱
市町	1 地震防災に関する組織の整備 2 自主防災組織の育成指導 3 防災知識・思想の普及等住民の地震対策の促進 4 防災訓練の実施 5 地震防災における施設等の緊急整備 6 災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報を含む）の収集伝達 7 災害広報 8 避難指示 9 水防その他の応急措置 10 被災者の救助 11 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 12 消防活動及び浸水対策活動 13 被災児童・生徒等に対する応急の教育 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 17 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 18 その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
[九州管区警察局]	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2 広域的な交通規制の指導調整 3 災害時における他管区警察局との連携 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 6 災害時における警察通信 7 津波警報の伝達
[九州総合通信局]	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
[福岡財務支局 長崎財務事務所]	1 災害時における財政金融の適切な措置並びに、関係機関との連絡調整 2 国有財産の無償貸付等の措置



総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

〔九州厚生局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域内の国立病院・医療所による医療活動及び救護班の派遣</li> <li>2 被災地域外の国立病院・療養所による救護班の派遣及び後方医療活動</li> </ol>
〔長崎労働局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場、事業所の被災状況の把握</li> <li>2 二次災害防止のための工場、事業所、労働災害防止団体等に対する指導</li> <li>3 被災者の就職斡旋に関する事</li> </ol>
〔九州農政局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の把握・報告に関する事</li> <li>2 応急用食料の調達・供給に関する事</li> <li>3 一般食料の安定供給対策に関する事</li> <li>4 農地、農業用施設等の災害復旧事業に関する事</li> <li>5 災害に強い国土と農業基盤の整備に関する事</li> <li>6 その他防災に関し九州農政局の所掌すべき事</li> </ol>
〔九州森林管理局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備</li> <li>2 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>3 国有林における荒廃地の災害復旧</li> <li>4 災害対策復旧用資材の供給</li> <li>5 森林火災予防対策</li> </ol>
〔九州経済産業局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における物資の対策及び物価の安定</li> <li>2 被災商工業者に関する金融、税制及び労働に関する事</li> </ol>
〔九州産業保安監督部〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災鉱山に対する施設の保全、危害及び鉱害防止対策に関する事。</li> <li>2 危険物の保全</li> </ol>
〔九州地方整備局〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事。</li> <li>2 直轄河川の水防に関する事。</li> <li>3 直轄国道の防災に関する事。</li> <li>4 港湾、海岸災害対策に関する事。</li> <li>5 高潮、津波災害等の予防に関する事。</li> <li>6 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</li> <li>7 その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべき事。</li> </ol>
〔九州運輸局〕 〔長崎運輸支局〕 〔佐世保海事事務所〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通施設の整備及び設備の整備に関する指導</li> <li>2 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導</li> <li>3 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導</li> <li>4 災害時における所管事業に関する情報の収集</li> <li>5 災害時における輸送機関等の後方、宣伝指導</li> <li>6 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整</li> <li>7 緊急輸送命令</li> </ol>
〔大阪航空局〕 〔長崎空港事務所〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空港の完全な状態の維持管理</li> <li>2 密集地帯上空の低空飛行の禁止</li> <li>3 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て、損害を最小限に止めるための緊急措置の実施</li> </ol>
〔国土地理院〕 〔九州地方測量部〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地殻変動の監視に関する事</li> <li>2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事</li> <li>3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事</li> </ol>
〔福岡管区気象台〕 〔長崎地方気象台〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>2 気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>
〔第七管区〕 〔海上保安本部〕 〔長崎海上保安部、〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難の際の人命、積み荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助及び防災活動</li> <li>2 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及</li> </ol>

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

佐世保海上保安部、 対馬海上保安部、 三池海上保安部、 唐津海上保安部)	び指示誘導並びに災害の拡大防止 3 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 4 海上において、人命、積み荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
〔九州地方環境事務所〕	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 ペットの救護等に係る支援に関すること
〔九州防衛局〕	1 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 2 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

(4) 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
〔陸上自衛隊 第16普通科連隊〕	1 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 2 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

(5) 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
〔日本郵便株〕 (大村郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
〔九州旅客鉄道株〕 長崎支社〕	1 輸送施設の整備と安全輸送の確保 2 災害対策用物資の緊急輸送 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査と災害復旧
〔西日本電信電話株〕 長崎支店〕	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急電話の取り扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
〔日本銀行長崎支店〕	1 災害時における金融機関の災害応急対策
〔日本赤十字社 長崎県支部〕	1 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 2 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 3 救援物資及び義援金の募集業務
〔日本放送協会 長崎放送局〕 〔長崎放送株〕 〔株テレビ長崎〕 〔株長崎新聞社〕 〔長崎文化放送株〕 〔株長崎国際テレビ〕 〔株エフエム長崎〕	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策などの周知徹底
〔西日本高速道路株〕 九州支社〕	1 災害時における輸送路の確保 2 有料道路の災害復旧
〔一般社団法人 長崎県医師会〕	1 民間病院に対する病院防災マニュアル作成の指導 2 被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 3 被災地域内の民間医療機関に対するライフライン事業者等への応急復旧要請の支援
〔日本通運株長崎支店〕	1 災害時における緊急陸上輸送
〔九州電力株長崎支社〕	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

	3 電力施設の災害予防措置
[西部ガス(株)長崎支店]	1 災害時のガス供給 2 被災施設の調査と災害復旧
[島原鉄道(株)] [松浦鉄道(株)]	1 輸送施設の整備と安全輸送の確保 2 災害対策に係る要員及びその携行物資の緊急輸送 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査と災害復旧
[九州旅客船協会連合会]	1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[一般社団法人 長崎県バス協会]	1 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[公益社団法人 長崎県トラック協会]	1 災害時における救助物資等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[一般社団法人 長崎県 建設業協会]	1 災害時における啓開作業及び公共施設等の応急対策業務の協力

(6) 関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
[国立長崎大学 附属病院]	1 被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 2 被災地域外での後方医療活動
[一般社団法人 長崎県薬剤師会]	1 医薬品等の適正使用の指導 2 医薬品等の保管・管理及び確保
[特定非営利活動法人 長崎県水難救済会]	1 災害時、海上における海難救助活動

## 第2章 地震災害予防計画

---

- 第1節 防災知識・思想の普及
- 第2節 自主防災活動
- 第3節 消防団の育成・強化
- 第4節 地震防災訓練の実施
- 第5節 防災都市・地域づくり計画
- 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画
- 第7節 震災予防の調査・観測体制
- 第8節 火災予防対策の推進
- 第9節 建築物等災害予防対策の推進
- 第10節 防災業務施設の整備
- 第11節 避難地・避難路の整備
- 第12節 緊急輸送活動体制の整備
- 第13節 医療・保健に係る災害予防対策
- 第14節 応急救助等における防災体制の整備
- 第15節 生活福祉に係る災害予防計画
- 第16節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画
- 第17節 相互応援体制の確立
- 第18節 眉山対策



## 第1節 防災知識・思想の普及

(防災企画課：産業政策課：教育庁：県警察本部：長崎地方気象台)

### 1 計画の方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

県は、県内市町と協力して、県民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

### 2 防災知識普及計画

パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、インターネット及び報道機関等の媒体の活用、研修会や教育講座の開催や専門家の派遣等により、以下の重点項目に基づき、市町、関係機関、大学等と協力して広く普及を図る。

啓発における重点事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 平常時の心得に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家具の転倒防止</li><li>○ 建築物の耐震化・付属する塀等の安全性確保の重要性</li><li>○ 食料・飲料水の備蓄</li><li>○ 非常持ち出し品の準備</li><li>○ 災害危険箇所・区域の確認</li><li>○ 避難方法、避難場所、家族間の連絡方法の確認</li></ul></li><li>② 地震発生時の心得に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>○ 様々な条件下におけるとるべき行動</li><li>○ 避難場所での行動</li></ul></li></ul> |
|--|

#### (1) 県民への教育

県は、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 地震・津波に関する基礎知識</li><li>② 避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容</li><li>③ 各地域の地震・津波の危険性、過去の被災状況と教訓</li><li>④ 地震発生時の行動指針等の応急対策</li><li>⑤ 災害危険区域等に関する知識</li><li>⑥ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</li><li>⑦ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備</li><li>⑧ 応急手当等看護に関する知識</li><li>⑨ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制</li><li>⑩ 防災アセスメント結果の公表、周知</li></ul> |
|---|

## 予防 第1節 防災知識・思想の普及

県は、防災知識の普及・啓発を効果的に行うために、以下の取組みを実施する。

- ① 市町、関係機関、大学等と連携して総合的な防災に関する実践的指導方法の開発・普及を図る。
- ② 地震疑似体験等による効果を高めるため、県に起震車等疑似体験装置の導入を図り、各地域の防災訓練、研修会等に活用する。
- ③ 市町と連携して、想定地震・津波による浸水区域や浸水深等を表示した津波ハザードマップや標高を等高線により表示した標高マップを作成・周知し、津波に対する注意を喚起する。この場合、マップに表示された内容の意味や性格を的確に伝えるよう努める。

### (2) 県職員に対する教育

県職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けにパンフレットを作成し、日頃よりの周知徹底を図る。

- ① 地震・津波に関する基礎知識
- ② 長崎県地域防災計画と県が実施している地震・津波対策
- ③ 地震が発生した場合に、職員が具体的に取るべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）について、長崎県職員参集ハンドブックを作成・配布
- ④ 地震・津波対策の課題その他必要事項

### (3) 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

#### ① 教職員の研修

県教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

#### ② 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、県教育委員会は、小学校・中学校・県立学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

#### ③ 学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

### (4) 市町における啓発

① 市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、市町は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。

② 市町は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。

#### ③ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

また、関係団体と協力して、漁船の所有者等に対して、漁船の係留強化、港外避難等の地震・津波に対する対処方法について啓発を行う。

(5) 警察における啓発

① 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。また、災害発生時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

② 要配慮者に対する配慮

防災知識の普及等にあたっては、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に十分配慮し地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(6) 気象台における啓発

長崎地方気象台は長崎県等の防災関係機関の開催する会議や研修等に積極的に講師を派遣し、以下の知識の普及・啓発に努める。

① 地震動及び津波に関する知識

② 地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

③ 正確な情報を確認するための情報の入手方法

(7) 企業

① 防災関係機関

西日本電信電話(株)、九州電力(株)、各ガス会社、九州旅客鉄道(株)、西日本高速道路(株)等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策利用者等の実施すべき事項について一般県民に対して広報を行う。

② 一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、従業員に対する防災教育や防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び市町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市町は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。



## 第2節 自主防災活動

(防災企画課：観光振興課：県民生活環境課：産業政策課：教育庁)

### 1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から地震発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

市町にあっては、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、県や市町と協力して防災活動を行うものとする。

#### (1) 平常時から実施する事項

- ① 地震防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い（防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など）
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の災害時要救護者及び避難支援の方法の確認

#### (2) 地震発生時に実施する事項

- ① 地震・津波情報の正確な把握
- ② 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ⑤ 初期の救出、救助
- ⑥ 適切な避難（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

#### (3) 自主防災組織の組織化

令和4年4月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は73.8%にとどまっている。県は、全市町に対して目標値を設定し、組織化促進に向けて強力に働きかけていく。

市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定する。（資料編6 長崎県内の自主防災組織の状況 参照）

#### (4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

(5) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な規模で地域単位で編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市町が住民と協議して実施する。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(6) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、男女共同参画の視点を踏まえつつ、次のような方法により組織づくりをする。

なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、県、市町は情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

- ① 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

県は、市町と連携して、広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市町職員に対する講習会の開催等によりその取組みを支援する。

(7) 地域防災リーダーの育成

県、市町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

- ① 地震復興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- ② 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討する。
- ③ 地域防災リーダーが、地域や団体内だけでなく、相互に情報を共有し連携して活動できるように支援する。

(8) 自主防災組織の活動

① 防災知識の普及・啓発活動

市町は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び地震発生時の活動、任務等について確認しておく。

普及・啓発事項として、次のようなことを行う。

- 地震・津波に関する基礎的な知識
- 災害危険箇所の把握
- 情報の収集、伝達体制
- 初期消火、出火防止対策
- 救出救護対策
- 避難誘導対策
- 避難行動要支援者対策

## 予防 第2節 自主防災活動

### ② 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- |                                |                                  |                                |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 広報伝達班 | <input type="checkbox"/> 消火防火班   | <input type="checkbox"/> 避難誘導班 |
| <input type="checkbox"/> 救出救護班 | <input type="checkbox"/> 生活物資供給班 |                                |

### ③ 防災訓練の実施

市町は、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

津波浸水の恐れのある地域では、各地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を実施するものとする。

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 情報の収集及び伝達の訓練 | <input type="checkbox"/> 出火防止及び初期消火の訓練 |
| <input type="checkbox"/> 避難訓練         | <input type="checkbox"/> 救出及び救護の訓練     |
| <input type="checkbox"/> 炊き出し訓練       |  |

### ④ 防災資機材の定期点検の実施

市町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災資機材の整備及び点検を定期的に行う。

### ⑤ 地域内外の他組織との連携

各自主防災組織は、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校・大学、公民館、事業所、コミュニティ組織と平素から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

また、地域を越えた自主防災組織間のネットワークを構築し、情報や人的交流を通じて、活動の充実を図る。

### ⑥ 自主防災組織の活動拠点の整備

市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

## 2 県、市町の指導・助成

県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

### (1) 自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は、1 (3) の組織化計画に沿って推進する。市町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り込んでいく。

### (2) 自主防災組織研修会

県は、地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象に定期的に研修会を開催する。開催にあたっては、概ね県下の地方本部を一単位として開催する。

### 3 事業所等の自主防災活動

#### (1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行う。

- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| ① 防災訓練                       | ② 従業者等の防災教育   |
| ③ 情報の収集、伝達体制の確立              | ④ 火災その他災害予防対策 |
| ⑤ 避難対策の確立                    | ⑥ 応急救護等       |
| ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 |               |

#### (2) 来訪者・観光客等に対する支援

特に、地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、次の自主防災活動を行うものとする。

- |                              |
|------------------------------|
| ○ 来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育 |
|------------------------------|

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

#### (3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

## 第3節 消防団の育成・強化

（消防保安室）

### 1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

### 2 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

#### ア 消防団の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

#### イ 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

## 第4節 地震防災訓練の実施

（防災企画課：福祉保健課：医療政策課：水環境対策課  
：砂防課：河川課：県警察本部：関係機関）

### 1 県

#### （1） 防災訓練の基本方針

県、市町、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。特に震災に備えて、以下の点を基本として防災訓練に取り組んでいく。

##### ① 一体的な災害応急対策

防災関係機関それぞれの地域防災計画、防災業務計画に従い、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努める。

各機関においては、それぞれが保有している航空機、船舶、車両資機材等の特性と機動力を生かしながら訓練を実施していく。

- 地震発生に備えた防災関係機関の人員、資機材等の配備及び操作訓練
- 消防、警察、自衛隊、海上保安庁等防災機関の相互連携、相互支援による同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、医療機関への搬送等の訓練
- 避難所の設置及び運営、給食及び給水の円滑な実施に必要な訓練

② 情報収集・伝達

情報の混乱防止を配慮し、迅速かつ的確な災害関係情報の収集及び伝達、広報訓練を実施する。

- 防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等との間における的確な災害関係情報の収集、伝達、広報訓練
- 非常通信協議会相互間における情報伝達訓練
- パソコンネットワーク等を活用した情報伝達訓練

③ 緊急輸送路の確保

防災機関の相互連携のもとに、陸上・海上の交通渋滞及び混雑に対する緊急輸送路の確保、応急対策要員等の緊急輸送及び交通規制訓練を実施する。

- 道路の啓開及び復旧、放置車両などの撤去、緊急輸送路確保のための車両の流入規制、交通信号機減灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練並びに緊急輸送訓練
- 車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮し、相互の連携を重視した緊急輸送訓練、さらに県域を越えた広域的な緊急輸送訓練

④ ライフラインの確保

- 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが、広域にわたり長期間使用できないことに対し、地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練
- ライフライン施設における相互応援を含んだ応急復旧等の訓練
- 住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練

⑤ 非常参集体制の確立

県庁舎あるいは市町村庁舎が重大な被害を受けた場合、公共交通機関が途絶した場合等を想定し、災害対策要員の確保と災害対策本部体制の早期確立のための訓練の実施に努める。

- 災害対策本部への本部要員の参集、本部の設置、運営の訓練を行う。
- 災害対策本部と現地との連携を考慮し、実態に即した情報収集、伝達、応急対策の実施等の訓練を行う。

⑥ 広域応援

消防、警察、自衛隊、海上保安庁、指定公共機関、他の地方公共団体等の緊密な連携のもと、広域的なネットワークを活用した情報収集・伝達訓練及び県域を越えた広域的な防災訓練を推進する。

⑦ 一般住民の参加

防災に関する正しい知識を身につけ、災害に対して的確な行動がとれるように、住民の主体的、実践的な訓練への参加を促進し、自主防災組織を中心とした、企業、学校、ボランティア等の参加、協力による地元密着型の訓練を実施する。

- 地域住民が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出、応急救護、給食・給水災害関係情報の収集
- 伝達・広報等の訓練
- 高齢者、障害者等や在日外国人、児童・生徒に重点を置いた避難・誘導訓練
- 救援活動、救援物資等の支援の受け入れ等に係る、地域住民と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による訓練

## 予防 第4節 地震防災訓練の実施

### (2) 県が実施する防災訓練

県は、市町、防災関係機関と共同して次の訓練を行う。

#### ① 総合防災訓練

県、市町、防災関係機関並びに民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

※資料編 長崎県総合防災訓練実施要綱

#### ② 石油コンビナート等総合防災訓練

県、市町、消防関係機関並びに特定事業所は、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

### (3) 防災訓練後の評価

県は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次期防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

### (4) 市町等への協力等

- ① 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- ② 県は、市町または防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

## 2 市町

市町は、総合防災訓練または各種の防災訓練を県、他の市町村、防災関係機関と共同または単独で、年一回以上実施する。

特に、自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、第2節「自主防災活動」に定めるところに留意しながら、繰り返し、日常的に実施していく。

## 3 県警察

- ① 県の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。また、訓練の実施にあたっては、住民等との災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等災害発生時に住民がとるべき措置について配慮する。
- ② 要配慮者に対する配慮  
防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 4 防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

## 第5節 防災都市・地域づくり計画

(防災企画課：水環境対策課：漁港漁場課：農村整備課  
：森林整備室：都市政策課：道路建設課：道路維持課  
：港湾課：河川課：砂防課：建築課：住宅課  
：国土交通省)

長崎県における、地域の特性に配慮しながら、「地震に強い都市・地域づくり」を行っていく。

### 1 耐震性の確保

(1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設（第16節参照）、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

(2) 耐震設計における基本的な考え方

- ① 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
- ② 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。

(3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

(4) 主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

### 2 県土保全事業の充実

地震に強い県土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

### 3 地震に強い都市構造の形成

(1) 県、市町は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。

(2) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・地域の方針の都市計画への位置づけを推進する。

(3) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。

(4) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。

(5) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備する。

(6) 防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。

(7) 避難路となる主要道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(8) 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行設備等により、安全な市街地の形成を図る。

(9) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

(10) 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、電力・通信等のライフラインの確保、電柱倒壊による道路の寸断防止に努め、道路の防災機能向上を図る。



## 予防 第5節 防災都市・地域づくり計画

### 4 液状化対策

#### (1) 住宅・宅地の液状化対策

- ① 県及び市町は、戸建て住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携し、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。

- |                                      |                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 建築主等の自己責任であること | <input type="radio"/> 液状化の仕組み等の知識 |
| <input type="radio"/> 地盤調査や対策工事の手法   | <input type="radio"/> 地震保険制度等     |

- ② 液状化の判断における地域ごとの危険度については、県及び市町は、情報を提供し、注意を喚起するために、以下の図を作成し、周知を図る。その際、それぞれの図の性格や示された危険度の性質を正しく理解してもらえるように留意する。

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> 液状化の危険度を微地形区分図を基に示した図   |
| <input type="radio"/> 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成17年度）において5つの活断層地震ごとに作成した液状化危険度の分布図を重ね合わせて表示した図 |

- ③ 液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行う。
- ④ 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

#### (2) 公共施設の液状化対策

各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、県が管理する公共施設については県が、市町が管理する公共施設については県と市町が緊密な連絡調整を行い、特に防災拠点施設の液状化対策への対応を検討する。

### 5 急傾斜地等対策

#### (1) 目的

- ① 地震により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等に指定している地区について防災施設の整備を図る。
- また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。なお、市町事業について整備促進を図る。
- ② 大規模な盛土造成地での地すべりや古い石垣の崩壊等に対して既存の宅地の安全性の確保を図る。

#### (2) 方針

- ① 地すべり、急傾斜地、土石流の土砂災害警戒区域等のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。
- また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。
- ② 県及び市町は、大規模な盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑落崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。
- また、古い石垣などの改善対策を検討するとともに、宅地の安全性確保に関する情報提供や注意喚起を行う。

## 6 津波対策

### (1) 目的

津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。

### (2) 方針

人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防・護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等を実施する。

## 7 平成新山対策

### (1) 目的

地震による山腹崩壊・落石災害を防ぐため、雲仙・普賢岳噴火災害時に流出・堆積した土砂及び火山噴出物に対する治山事業を実施する。また、土石流災害の防止のため、砂防事業を実施する。

### (2) 方針

#### ① 治山事業

水無川上流域（赤松谷地区、極楽谷・炭酸水谷地区、おしが谷地区）において溪間に堆積した土砂及び火山噴出物の浸食・流出の抑止及び土石流対策として、治山ダム17基を設置し、併せて航空緑化工を実施した。

今後は、浸食による地形変化や土砂流出状況等について観測及び調査を実施し、必要に応じて追加対策を検討していく。

#### ② 砂防事業

水無川流域では、砂防設備の建設が完了し、現在、直轄による設備の維持管理、流域、溶岩ドームの監視が行われている。

また、中尾川流域及び湯江川流域では、砂防設備の建設が完了し、今後、設備の維持管理に努める。

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画（第5次計画）

(防災企画課)

### 1 目的

本県域では、雲仙活断層群ほかの活断層が確認されており、過去に島原半島地方ほかの地震による被害も発生していることから、今後、地震による被害発生の危険性がある地域である。

このため、平成23年度に策定された地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、緊急性の高い箇所・施設について整備を推進してきた。

しかし、事業終了時点における進捗率は全体で約88%となり、事業の未達成箇所が発生する見込みである。さらに近年の地震の多発、社会状況の変化等により、整備の緊急性が高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

したがって、平成23年に開始された地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努めるものである。

### 2 計画対象地域

平成17年度アセスメントの結果、想定した地震のうち最大規模となる雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震の場合、県南区域で6弱以上、県央～県北区域の大部分で震度5弱以上が予測されている。また、活断層が確認されていない場所で地震が発生した場合の震度を知るために、県内全域でM6.9の地震を想定した場合、県内全域で震度6弱から6強が予測されている。

これらの想定を踏まえ、県内のどこにおいても地震は発生するという認識により、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県土全域とする。

### 3 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の特別支援学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- ⑬ 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線設備その他の施設又は整備
- ⑯ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- ⑰ 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

### 4 市町における計画の策定

地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものとする。

## 第7節 震災予防の調査・観測体制

(防災企画課：県警察本部：長崎地方気象台)

### 1 地震・津波災害に関する気象業務体制の整備

#### (1) 長崎地方気象台

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の的確な把握、緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、大津波警報、津波警報、注意報(以下これを「津波警報等」という。)及び津波予報の精度向上、地震・津波情報の内容の改善を図るとともに、緊急地震速報(警報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を長崎県の防災機関、報道機関を通じて地域住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

#### ア 地震津波対策業務の実施への取り組み

(ア) 緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を発表するものとする。

(イ) 緊急地震速報(警報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報(警報)の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートの他、長崎県を通じた迅速、確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかけるものとする。

#### イ 地震・津波に関する観測施設の整備

気象庁は、日本及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計、計測震度計及び津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測及び津波観測を実施するものとする。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、都道府県等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

#### ウ 地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器、その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

#### エ 津波予報区の設定

気象庁は、津波警報等が、津波発生時等において、長崎県が行う円滑な防災対策、住民の自主的防災行動に役立てられるよう、津波予報区を設定するとともに、津波警報等の高度化、情報内容の改善を図りつつ、適正な津波警報等の発表に努めるものとする。

#### オ 地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

#### カ 平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を長崎県の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

長崎県内の地震観測及び津波観測施設一覧表(気象庁)

観測施設の種類	観測装置の種類	観測局・観測地点名
常時地震観測施設 (5ヶ所)	常時地震観測装置 (津波地震早期検知網)	対馬上県
		対馬市美津島
		壱岐
		福江島富江
		長崎野母崎
計測震度観測施設 (14ヶ所)	計測震度計 (気象官署)	長崎市南山手
	計測震度計 (特別地域気象観測所)	長崎対馬市厳原町東里
		五島市木場町

予防 第7節 震災予防の調査・観測体制

		雲仙市小浜町雲仙
		佐世保市千尽町
		平戸市岩の上町
	計 測 震 度 計 (津波地震早期検知網)	長崎対馬市上県町飼所
		長崎対馬市美津島町鴨居瀬
		壱岐市芦辺町中野
		五島市富江町繁敷
		長崎市黒浜町
	計 測 震 度 計	諫早市東小路町
		長崎市長浦町
雲仙市国見町		
津波観測施設 (4ヶ所)	津 波 観 測 計	対馬比田勝
	巨 大 津 波 観 測 計	福江島福江港
		長崎
		対馬比田勝
	検 潮 儀	福江島福江港
		長崎
口之津		

(2) 長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町に震度計（強震計、計測震度計）を設置し、震度情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。

震度データは、市町から県へ防災行政無線を介して収集し、県からN T T回線を介して、消防庁へ送信する。また、震度情報は県から長崎地方気象台へも送信し、観測した震度データは気象庁発表の震度情報に含めて発表される。

震度計の設置箇所は、市町庁舎敷地もしくは、近隣の公有地等とする。

長崎県震度情報ネットワークシステムに接続している震度計設置場所一覧表

県設置分		防災科学技術研究所設置分	気象庁設置分
長崎市香焼町	長崎市伊王島町	長崎市元町	長崎市長浦町
長崎市高島町	長崎市布巻町	長崎市野母町	諫早市東小路町
長崎市神浦江川町	佐世保市小佐々町	佐世保市八幡町	雲仙市国見町
佐世保市吉井町	佐世保市世知原町	佐世保市宇久町	
島原市有明町	諫早市多良見町	島原市下折橋町	
諫早市森山町	諫早市飯盛町	諫早市小長井町	
諫早市高来町	平戸市大島村	大村市玖島	
平戸市生月町	平戸市田平町	平戸市鏡川町	
松浦市福島町	松浦市鷹島町	松浦市志佐町	
対馬市美津島町	対馬市峰町	対馬市巖原町	
対馬市上県町	壱岐市勝本町	対馬市豊玉町	
壱岐市芦辺町	壱岐市石田町	対馬市上対馬町	
五島市富江町	五島市三井楽町	壱岐市郷ノ浦町	
五島市岐宿町	五島市奈留町	五島市上大津町	
西海市西彼町	西海市西海町	五島市玉之浦町	
西海市大島町	西海市崎戸町	西海市大瀬戸町	
雲仙市瑞穂町	雲仙市吾妻町	雲仙市千々石町	
雲仙市愛野町	雲仙市小浜町	南島原市口之津町	
雲仙市南串山町	南島原市加津佐町	東彼杵町蔵本	
南島原市南有馬町	南島原市北有馬町	新上五島町若松	
南島原市西有家町	南島原市有家町	平戸市志々岐町	
南島原市布津町	南島原市深江町	諫早市堂崎町	
長与町嬉里	時津町浦		
川棚町中組	波佐見町宿		
小値賀町笛吹	佐世保市江迎町		
佐世保市鹿町町	佐々町本田原		
新上五島町立串	新上五島町青方		
新上五島町有川	新上五島町奈良尾		
雲仙市雲仙出張所			
5 7 箇所		2 2 箇所	3 箇所

2 危険箇所の調査（県警察）

平素から管轄区域内の地盤、地質、及び道路、橋梁、主要建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、石油、高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所等については、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備する。

3 大規模災害警備対策に関する調査及び研究（県警察）

大規模災害に係る社会秩序の維持、交通対策、避難誘導対策、その他の災害警備活動について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるよう努める。

## 第8節 火災予防対策の推進

(消防保安室)

### 1 火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、県及び市町、消防機関等は、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。特に本県は、離島や半島が多く、近隣での初期対応が重要である。

#### (1) 家庭における火災予防対策

県、市町は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する(第1節「防災知識・思想の普及」、第2節「自主防災活動」を参照のこと)。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

##### ① 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

##### ② 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

##### ③ その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

#### (2) 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、大災害になる可能性が高いことから、消防機関においては、予防査察を計画的に実施し、消火設備、警報設備、避難設備の設置と維持管理について指導を強化する。

#### (3) 危険物施設等

危険物施設、少量危険物取扱所に対し、県は立ち入り検査を実施し、所有者等に対し、その維持、保安管理について指導、監督を行うとともに、危険物取扱者及び施設保安員に対し、保安教育の徹底と責任体制の確立を指導する。

また、研究室、実験室等薬品類を保有する施設は、混合発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。

#### (4) ガス施設等

県は、ガス事業者に対して、施設の耐震性の確保について整備を進めるよう指導に努める。

① 高圧ガス貯槽に設けられている緊急しゃ断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

② プロパンガスボンベについて、鎖等により転倒防止装置の実施を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

③ 雑居ビル、建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

#### (5) 応援協定

「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」(昭和41年2月25日締結)により、佐賀県市町村と長崎県市町間は、受・支援の相互応援協定を締結している。

(6) 広域応援体制

広域航空消防応援体制を確立するため、長崎県防災ヘリコプターの活用、防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県との協力を推進する。

(7) 水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。



## 第9節 建築物等災害予防対策の推進

(防災企画課：管財課：スマート県庁推進課：福祉保健課  
：都市政策課：建築課：教育庁)

### 1 建築物等の耐震対策

#### (1) 木造建築物

- 県は、県民が自宅の耐震性を診断し、補強を行うよう「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発・指導を行う。
- 県及び市町は、自主防災組織活動等と連携して説明会を実施し、耐震補強等を促進する。

#### (2) 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

- 県は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

#### (3) 一定規模以上の建築物の耐震化

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「長崎県耐震改修促進計画」により、耐震化を促進する。

#### (4) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

- 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。
- 体制の整備にあたっては、被災建築物応急危険度判定士を対象とした電話による連絡訓練等を実施し、判定士の養成に努める。

#### (5) 被災宅地危険度判定体制の確立

- 地震により被災した宅地の安全性を判定し、余震等による転倒や崩落、滑落による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。
- 体制の整備にあたっては、被災宅地危険度判定士を対象とした講習や訓練を実施し、一定数以上の被災宅地危険度判定士の確保に努める。

#### (6) 地震保険の活用

- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであるため、県及び市町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

### 2 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。県はこれらの活動を円滑に進めるための施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

#### (1) 医療救護施設

医療救護施設については、第13節「医療・保健に係る災害予防対策」を参照のこと。

#### (2) 社会福祉施設

社会福祉施設については、第15節「生活福祉に係る災害予防計画」を参照のこと。

(3) 学校施設

児童・生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備に加え、天井等非構造部材の耐震化を図る。

3 建築物等の安全化

県及び市町は、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、建築物等の安全化の促進を図る。

- |   |
|---|
| ① 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化                       |
| ② 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等 |
| ③ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等                          |
| ④ 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制                    |

4 サーバ等の安全対策

地震発生の際、庁舎内等の機器設置室のサーバ等の一時停止に対する平常時からの防災対策として機器設置室内での被害を最小とするとともに、速やかにシステムを再稼働させることを目標としていく。

(1) 建物に関すること

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ○天井、照明器具の落下防止 | ○フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止 |
| ○壁・窓ガラスの破損防止  | ○避難エリア・通路の確保         |

(2) サーバ等及び付帯設備に関すること

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ○機器の移動・転倒防止                            |                    |
| ○ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止                    |                    |
| ○データファイルの破損防止                          |                    |
| ○重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置 |                    |
| ○通信設備及び空調設備の固定                         | ○非常用電源の確保          |
| ○庁内LAN回線の被害防止                          | ○NTT通信回線等の地方機関との回線 |
| ○自動消火設備の設置                             | 線の確保               |

(3) ソフト面の防災対策

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ○防災体制の明確化 | ○地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底 |
| ○復旧連絡網の整備 |                      |

## 第10節 防災業務施設の整備

(防災企画課：管財課：スマート県庁推進課：県警察本部)

### 1 災害対策本部の空間・機能等の整備

#### (1) 県災害対策本部の空間・機能の整備

- ① 県は、大規模災害時における応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。
- ② 県災害対策本部内又は近接して一体的に活動できる場所に、国の現地対策本部や自衛隊、消防、警察等の応援派遣部隊の連絡要員を受入れることができる空間の整備及び資機材の確保についてあらかじめ検討しておく。
- ③ 県は、県庁舎行政棟が被災し使用できない場合にも、県災害対策本部が独立して機能できるよう、非常用電源設備や主要な情報システム及びデータの代替・バックアップの確保に努める。

#### (2) 市町災害対策本部の空間・機能の整備

市町は、市町災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

### 2 消防用施設の整備

#### (1) 事業の目的

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用資材を整備促進する。

#### (2) 整備の水準

市町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動力ポンプ等を整備し、県は、県内の充足率を高めるため、補助事業等の活用を市町に対して指導、推進していく。

県は、市町及び関係機関に対し、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努めるよう指導、推進していく。

### 3 防災拠点の確保・整備

- (1) 地域の防災拠点となる県の地方機関の建物について、非構造部材を含む耐震化を推進する。
- (2) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図る。
- (3) 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。

4 通信施設の整備

(1) 県

地震の発生時に予想される通信・連絡手段の途絶に対処するため、県、市町、消防及び防災関係機関等の情報収集、伝達を円滑に実施するため必要な無線・通信設備を整備する。

県は、既に県防災行政無線（地上系、衛星系）を整備している。

今後の見直し・検討事項は次のとおりとする。

① 防災端末機関の見直し

ライフライン（電気、ガス、水道、病院、交通機関等）の県防災行政無線網への編入について検討する。

② 衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実を図る。

(2) 市町

① 市町防災行政無線の現状

令和3年3月31日現在、県内市町における市町防災行政無線の整備率は、同報系 85.7%（18市町）、移動系 52.4%（11市町）である。

	同報系整備率			移動系整備率		
	市町村数	整備数	整備率	市町村数	整備数	整備率
長崎県	21	18	85.7%	21	11	52.4%
全国	1,741	1,523	87.5%	1,741	1,299	74.6%

(注) 上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用する MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャーや V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムを含む。

(消防庁 地方防災行政の現況より)

② 市町村防災無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋外拡声方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式との併用を十分考慮して、普及促進を図る。
屋内受信方式の導入	屋外拡声方式による導入が困難な地域、災害上の危険区域、災害時の非難所に指定されている施設、地域防災活動の核となる組織の責任者宅等に優先して設置し、可能な限り全世帯屋内受信方式の導入や指示広報等、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。
オフトーク通信、CATV等の有線ケーブルの利用	これらの方式は、防災無線と比較しても、住民に対するサービスとしては高いものであるが、有線ケーブル利用であるため、災害時に使用できないケースがある。このため重複して防災行政無線の整備を検討していく。
市町防災行政無線の機能	交通及び通信手段の途絶した孤立集落からの情報収集や病院、学校、電気、ガス、金融等の生活関連機関との通信の面では十分ではないため、同一地域で横の連絡網を整備し、住民の生活に密接な関係を持つ生活関連機関との情報連絡網を確保し、的確な情報を市町の災害対策本部に提供ができる市町防災無線の整備を検討していく。

③ 衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実を図る。

(3) 県警察

① 情報通信の確保

災害発生時の通信の確保のため、九州管区警察局長崎県情報通信部と連携し、次の事項を推進する。

- 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握
- 警察施設等の新設、改築時における通信機器等の設置スペースの確保
- 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
- 長時間停電時における通信用非常用電源の確保
- 警察本部代替施設等における通信設備の充実

② 情報管理機能の確保

ア 耐震性の向上

県警察は、災害発生時においても情報の管理を滞りなく行うため、以下の推進に努める。

- 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
- 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

イ 信頼性の向上

- システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

## 第11節 避難地・避難路の整備

(防災企画課：福祉保健課：漁港漁場課：港湾課  
：道路維持課：県警察本部)

### 1 避難地整備

市町は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共の施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難地の指定を行う。

また、公共施設だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設、保養所等の民間施設を避難所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

注) 緊急的・一時的に避難する避難地を「避難場所」、避難生活を送る避難地を「避難所」という。避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- ① 避難地としての適格性の判断は、地震等防災アセスメントで検討したケース1またはケース2の地震が起こった場合の予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。
- ② 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- ③ 避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。  
津波浸水の恐れのある地域には避難所及び避難場所の指定は行わないものとし、やむを得ず指定する場合は、津波に対する安全性を確保するための対策を講じる。  
また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- ④ 地域防災計画に位置づけられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断縁地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- ⑤ 地域防災計画に避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。  
特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。  
また、避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全性確保対策を進めるものとする。
- ⑥ 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- ⑦ 避難地の割り当ては、町内会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- ⑧ 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ⑨ 指定された避難場所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

## 予防 第11節 避難地・避難路の整備

- ⑩ 指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- ⑪ 避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。
- ⑫ 停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

### 2 避難路の整備等

#### (1) 避難路の指定

市町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

- ① 徒歩での避難を原則とする。
- ② 同一避難場所への道路は最小限度とする。
- ③ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- ④ 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

#### (2) 避難路の整備

市町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整備する。

- ① 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- ② 避難誘導のための標識を設置する。
- ③ 津波浸水の恐れのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

#### (3) 要配慮者の避難誘導體制の整備

市町は、高齢者、障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

- ① 地域の避難行動要支援者を把握し、避難支援の役割分担を関係者間で明確にする。
- ② 要配慮者の避難手段、避難経路、避難場所又は避難所を確認する。
- ③ 自動車による避難が必要な場合は、避難経路を確認し、通行の可能性や問題点等を検討しておく。

### 3 県警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時の活動を通じ市町と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

### 4 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

#### (1) 管理者の措置

デパート、劇場、地下街、駅、その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

津波浸水の恐れのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

#### (2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、デパート、劇場、駅等その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

## 第12節 緊急輸送活動体制の整備

(防災企画課：交通政策課：福祉保健課：漁港漁場課：港湾課  
：道路建設課：道路維持課：県警察本部：防災関係機関)

### 1 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努めていく。

### 2 緊急輸送道路等の整備

#### (1) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

※資料編 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

※資料編 異常気象時における道路通行規制要領

※資料編 道路パトロール実施要領

また、緊急輸送路として果たす役割が大きい高規格道路等のネットワークを強化する。

#### (2) 緊急物資の輸送拠点等の整備

① サービスエリア、パーキングエリア及び道の駅等の活用により、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。

② 県は、広域からの交通アクセスに優れた立地に、既存施設を活用した県外からの救援物資の受入れ拠点の開設に努める。この場合、あらかじめ適切な施設を選定し、施設管理者の同意を得ておくように努める。また、受入れ拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

### 3 県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

#### (1) 具体的被害想定に基づく災害時の交通規制計画の策定

県警察は、今後発生しうる災害の具体的被害想定に基づく、緊急交通路の指定、交通検問所の選定及び交通規制の見直しに関する交通規制計画の策定を行う。

※資料編 交通規制基本計画参照

#### (2) 信号機電源付加装置の整備促進

県警察は、災害時の停電による緊急交通路の滅灯対策のため、信号電源付加装置及び可搬式発電機の整備を進める。

#### (3) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進

地震発生時の津波対策として、信号制御機の取付位置を高くするとともに強度強化等を図り、津波等にも耐えうる信号機の整備促進を図る。

#### (4) 交通情報把握のための施設整備促進



## 予防 第12節 緊急輸送活動体制の整備

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え I T V（交通流監視カメラ）車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための施設整備を図る。

また、交通規制箇所を県民に周知するため、情報板の整備促進を併せて行う。

### (5) 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

### (6) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

① 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。海岸沿い等津波浸水の恐れのある地域では、状況把握の後、迅速に高台等へ避難すること。
- 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

- 速やかに車両を次の場所に移動させること。
  - ア. 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ. 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

## 4 港湾施設の整備

人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、長崎港・福江港・郷ノ浦港・厳原港・島原港・比田勝港・有川港・相の浦港において、耐震岸壁を整備する。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。

また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

## 5 漁港施設の整備

人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、平漁港・小値賀漁港において、耐震岸壁を整備する。

また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

なお、災害発生時の緊急通行車両の通行ルート確保のため、緊急輸送道路指定の臨港道路（畝刈時津線、畝刈琴海線）について、上記「3. 県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備（6）」

運転者のとるべき措置の周知徹底」の規定を運用する。

## 6 県内ヘリポートの指定及び整備

- ① 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。
- ② 離着陸地及び離着陸適地は、基本計画編第3編第3節「自衛隊派遣要請計画」において、指定されたものとする。

指定地について県は、市町、自衛隊等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地性の検討を行い、必要により見直しを行っていく。

- ③ 県は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、市町、自衛隊等関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

※資料編5 ヘリコプター離着陸地・離着陸適地一覧表

## 7. 鉄道施設の整備

鉄道による人員・緊急物資・復旧用資材等の緊急輸送体制を整備する。

## 8. 空港施設の整備

航空機による人員・緊急物資等の緊急輸送体制を整備する。

## 第13節 医療・保健に係る災害予防対策

(医療政策課：薬務行政室：感染症対策室)

### 1 医療施設の災害に対する安全性の確保

(1) 県、保健所及び市町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- ① 国庫補助制度の積極的な活用等により、医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること
- ② 医療施設の施設や設備等の常時点検を行い、発災後も事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めること
- ③ 医薬品等の備蓄を推進すること
- ④ 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
- ⑤ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと  
必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと  
津波浸水の恐れのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
- ⑥ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること

(2) 県及び保健所は、医療施設の管理者（開設者）に対して、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

(3) 県及び保健所は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者（開設者）に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

### 2 災害時医療体制の整備

#### (1) 県内における体制整備

- ① 県は、あらかじめ日本赤十字社長崎県支部と災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保を図る。
- ② 県は、二次医療圏を勘案し、保健所を活用して、災害時医療体制の整備を図る。

#### (2) 地域の医師会等の関係団体との連携

県及び市町は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協定の締結等により、連携の強化を図る。

- ① 県は、あらかじめ災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。
- ② 市町は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

(3) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県に2箇所、「地域災害医療センター」を9つの二次医療圏ごとに1箇所の計9箇所、合わせて11箇所を平成8年12月20日に指定した。これを受けて災害拠点病院の機能強化を図る。

災害拠点病院には、①多発外傷、クラッシュシンドローム、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者に対応するための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」、②さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を併せ持つ「基幹災害医療センター」の2種類がある。

災害拠点病院一覧表 (令和2年4月1日)

区分	二次医療圏名	病院名
基幹災害医療センター		独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
		長崎大学病院
地域災害医療センター	長崎	長崎みなとメディカルセンター
		済生会長崎病院
		日本赤十字社長崎原爆病院
	佐世保・県北	佐世保市総合医療センター
		長崎労災病院
		北松中央病院
	県央	諫早総合病院
	県南	長崎県島原病院
	五島	長崎県五島中央病院
	上五島	長崎県上五島病院
	壱岐	長崎県壱岐病院
対馬	長崎県対馬病院	

(4) 災害時情報網の整備

県は、厚生労働省の支援を受け、広域災害・救急医療情報システム（コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）により、国・県間、県・市町・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(5) 保健所の災害対策機能の整備

県は、保健所が地域の災害対策機能を果たすため、保健所の耐震性能の強化及び情報通信設備の整備を図る。一方、災害医療の連絡窓口及び医療ボランティアの登録窓口を設置する。また、応急の外科的治療用として衛生材料セットを備蓄する。

(6) 医療機関の防災マニュアルの作成

- ① すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。
- ② 県は、医療機関防災マニュアルの作成講習会を開催する等により、必要な支援を行う。

## 予防 第13節 医療・保健に係る災害予防対策

### 3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 保健所は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 県は、被災地域外からの救護班の緊急輸送や被災地域外での後方医療施設への救急患者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、緊急輸送関係機関と必要な調整を行う。

### 4 後方支援体制の確保

県は、県において対処することが困難な大規模な災害が発生した場合における医療を確保するため、九州・山口各県と調整し、災害時の相互協力体制の確立を図る。

### 5 医療ボランティアの活動を支援するための環境整備

県は、厚生労働省の支援を受け、災害時において、医療ボランティアの確保・受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の整備に努める。

### 6 医薬品等の安定供給の確保

#### (1) 災害時情報網の整備

県及び市町は、医療機関、医薬品等関係団体、長崎県医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

#### (2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

県及び市町は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

#### (3) 医薬品等の円滑な供給

県及び市町は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

### 7 防疫に係る防災体制の整備

- (1) 県及び市町は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。
- (2) 県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具器材等が不足する場合に備え、平常時から器具器材の確保や九州・山口各県との応援体制の確立に努める。

### 8 個別疾患に係る防災体制の整備

#### (1) 人工透析

県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応を含めた災害時の人工透析医療を確保するため、公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

#### (2) 難病等

県は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼動状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

## 第14節 応急救助等における防災体制の整備

(防災企画課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：感染症対策室  
：農産園芸課：住宅課：農林水産省)

### 1 県における防災体制の整備

県は、他都道府県との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

### 2 災害時の応急救助に係る計画の整備

県は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、適宜地域防災計画を見直し、市町に対しその周知徹底を図る。

### 3 災害時の緊急物資調達計画の整備

#### (1) 備蓄または調達の基本方針

- ① 県及び市町は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。
- ② 必要量は地震等防災アセスメントから算出するなどして定める。
- ③ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。
- ④ 離島、山間部等交通遮断の恐れのある地域では、現物備蓄に重点を置いて、緊急物資を確保する。
- ⑤ 物資の備蓄等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31 策定)に基づき行うものとする。

#### (2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

- ① 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。
- ② 県及び市町の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- ③ 物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。  
備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとする。あわせて、津波浸水の恐れのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講じる。
- ④ 個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。
- ⑤ 被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

#### (3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

- ① 県及び市町は、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。
- ② 県及び市町においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、県全域の備蓄状況について、県及び市町間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

予防 第14節 応急救助等における防災対策の整備

- ③ 県は、緊急物資の備蓄・調達、輸送・配布を一元的に管理・運営し、災害発生時に迅速かつ的確に物資を必要とする市町に配布できる体制を整備する。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

① 主要食料の確保

米 穀	災害救助法が発動され、災害救助用米穀の供給が必要とされる場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。
-----	---

② 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保

食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等	災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救出物資については、被災者に対して給与または貸与できるよう、備蓄しておく。
医 薬 品	<p>災害のため医療機関が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については、迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともにその流通状況を把握しておく。</p> <p>また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。</p> <p>九州各県の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に各県が相互支援を行いやすくするための体制作りを努める。</p>

- (5) 備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

食品、飲料水	米穀、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料
被服、寝具その他生活必需品	毛布、タオル、下着、トレーニングウェア、ゴザ、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子供用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

## 第15節 生活福祉に係る災害予防計画

(国際課：県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課  
：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：観光振興課)

### 1 市町民生部局の防災体制の整備

(1) 市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する衛生部局と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- ① 災害時の業務増を踏まえた十分なシュミレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
- ② 高齢者、障害者等の要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- ③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
- ④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めること。

(2) 県は、市町民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

### 2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

(1) 県及び市町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- ① 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
- ② 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入所者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。
- ③ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- ④ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- ⑤ 県、避難対象市及びその他市町と連携し、災害時における避難場所、避難経路、避難誘導責任者、避難誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を策定すること。

(2) 県及び市町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

### 3 避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支



## 予防 第15節 生活福祉に係る災害予防計画

援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

津波浸水の恐れのある地域では、避難行動要支援者の情報入手や移動に係る制約に配慮しつつ、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意する。

### (1) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

#### ① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### ② 事前の名簿情報の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### ③ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### ④ 情報伝達体制の確立

市町は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保すること。

#### ⑤ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。

#### ⑥ 避難行動支援に係る共助力の向上

市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

### (2) 社会福祉施設等における安全確保

市町及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所、認定こども園における要配慮者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ア 市町は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

- ① 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
- ② 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
- ③ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
- ④ 施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。  
津波浸水の恐れのある地域等においては、必要に応じて、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導体制の整備、避難受入れ施設や避難経路の確認、避難受入れ施設管理者と受入れ体制等についての調整等に努める。

### （3） 観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- ① 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- ② 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。
- ③ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

### （4） 外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- ① 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- ② 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

## 4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

（1） 県及び市町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

（2） 県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

（3） 災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っている。

（4） 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。（県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部 県民生活環境課）

## 予防 第15節 生活福祉に係る災害予防計画

- ① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会）
- ② 災害時のボランティアの窓口となる災害ボランティアセンターの設置運営（市町社会福祉協議会）

市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

## 第16節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

(水環境対策課：防災関係機関)

公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図る。

### 1 上水道施設

#### (1) 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、公益社団法人日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

#### (2) 広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

### 2 下水道施設

#### (1) 施設の耐震性の強化

下水道事業者は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

#### (2) 広域応援体制の整備

県は、事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。

#### (3) 非常体制の整備

下水道事業者は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ計画を策定するよう努める。

### 3 ガス施設

西部ガス(株)、九州ガス(株)、一般社団法人長崎県LPGガス協会は、施設について各事業者が策定する災害予防計画に基づき、地震災害に備える。

### 4 電力施設（九州電力・九州電力送配電）

九州電力(株)は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。

### 5 電話施設（西日本電信電話）

N T T西日本長崎支店は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

## 第 17 節 相互応援体制の確立

(防災企画課：消防保安室)

### 1 県外への広域相互応援体制の整備

#### (1) 他県との相互応援協定の締結

県は、地震・津波災害に備え、九州・山口 9 県災害時応援協定及び関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく相互間の応援を円滑に行えるよう、必要な体制を整備推進する。

- 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 食料、飲料水及び生活必需品等の提供
- 避難・収容施設及び住宅の提供
- 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 医療支援
- その他災害応急措置の応援のため必要な事項

#### (2) 県外の市町村との相互応援協定の締結

市町は、必要に応じ、県外の近隣市町村または友好市町との間の相互応援協定を締結する。

また、市町は、県外の市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。

### 2 県内への相互応援体制の整備

#### (1) 防災関係機関との協力体制

県は、県内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

#### (2) 県内相互応援（消防）

市町は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施している。

#### (3) 県広域防災相互応援体制

市町は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

## 第18節 眉山対策

(防災企画課)

### 1 総則

#### (1) 計画の目的

地震の発生等により島原市の眉山が大崩壊し、災害が発生するおそれがある場合の県及び関係市町及び防災機関による相互の連絡、協力のもと、住民や滞在者を安全に避難させることを目的とする。

#### (2) 眉山の概要

島原市の中央部にそびえる眉山は、標高818.7m、南部は丘陵地、北部・東部はややゆるやかなスロープをなし、集落や市街地が発達している。

寛政年間に雲仙岳の火山活動に伴い地震群が発生し、各地に被害をもたらしていたが、1792年(寛政4年4月)の強い地震(M6.4)により眉山が大崩壊し大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高10mの津波が島原半島及び肥後・天草を襲い、約1万5千人が死亡するという大災害となった(島原大変)。その大崩壊の影響により、市街地のほぼ全域が崩壊物で覆われた。現在も日々崩壊を続け、0溪から7溪までの各溪流から白水川、新湊川をはじめ水無川、中尾川、鮎川等に崩壊土砂が流下し、島原市民への大きな脅威となっている。

このため、従来より眉山に対する各種の治山事業が実施されてきている。

#### (3) 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

第1章総則第3節に定めるものに準ずるが、眉山対策においては、次の防災機関は、各任務分担のもとに相互連携を図り、積極的に協力していく。

防 災 機 関	項 目
長 崎 地 方 気 象 台	○注意報・警報及び気象情報の発表
長 崎 森 林 管 理 署	○眉山の実態把握
長 崎 県	○各種情報の収集と伝達 ○島原市への助言・指導
島 原 市	○避難対象地区居住者の把握 ○各種情報の伝達 ○避難行動要支援者対策、避難所の管理
消 防 団	○避難の誘導及び確認
消 防 本 部	○自主防災組織の指導 ○避難の誘導
島 原 警 察 署	○自主防災組織の指導 ○交通の規制及び整理
	○関係機関の連絡調整 ○自主防災組織の指導 ○避難の指示・確認・解除 ○眉山及びその周辺の実態把握 ○避難行動要支援者対策 ○土砂流情報の通報 ○眉山周辺の警戒及び実態把握

### 2 災害予防計画

#### (1) 観測・調査研究の推進

長崎県では、雲仙・普賢岳の火山活動の影響を受ける可能性のある眉山について、各防災機関が収集している観測データを雲仙岳火山防災協議会において分析検討し、眉山山体の動向を常時把握しておく。

雲仙岳火山防災協議会は、眉山山体に異常現象が認められ、山体崩壊のおそれがあると判断したときは、知事に報告、助言する。

## 予防 第18節 眉山対策

### 観測体制の概要

機 関	項 目
福岡管区気象台	日降水量、火山性地震回数、火山性微動回数、火砕流震動回数
島原市役所	地下水位
長崎森林管理署	日降水量、ハイエトグラフ、地下水位、山体湧水量 光波測定、伸縮計、傾斜計、地震加速度計、G. P. S
国土交通省国土地理院	G N S S
九州大学大学院 理学研究院附属 地震火山観測 研究センター	震源分布、地下水位

○福岡管区気象台、島原市役所は観測データを7日ごとに整理し、林野庁へ報告する。

○林野庁は、データを整理して九大地震火山観測研究センター・長崎地方気象台・長崎県・島原市へ送付する。

### 測定の限界値レベル

レベル	光 波 測 定	伸 縮 計
第一レベル (連絡)	斜距離、高低差、方向角の変動 量の上限值と下限値を設定 (第一レベルのみ)	連続累加値が5mmに達したとき
第二レベル (警戒)		1.5mm/hrが数時間連続
第三レベル (避難参考)		3.0mm/hrが数時間継続しかつ加速傾向

レベル	歪 み 計	傾斜計	地震加速度計
第一レベル (連絡)	100 $\mu$ ST以上かつ累加傾向を示す	100秒累加 連続	30gal
第二レベル (警戒)	1000 $\mu$ ST以上かつ累加傾向を示す	200秒累加 連続	50gal
第三レベル (避難参考)		1000秒累加 連続	50gal

雲仙岳火山防災協議会としての対応

レベル	項目
第一レベル (連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各観測値を時間単位の記録に切り換える</li> <li>○ 各データを総合的に検討し、可能性を確認</li> <li>○ 市民からの情報収集</li> <li>○ 関係機関へ連絡、意見の聴取</li> <li>○ 眉山の監視強化</li> <li>○ 各データの拡大状況の再確認</li> </ul>
第二レベル (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の災害例と比較し、検討する。</li> <li>○ 関係機関へ連絡、意見の聴取</li> <li>○ 眉山の監視強化</li> <li>○ 知事、島原市長への連絡</li> </ul>
第三レベル (避難参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事、島原市長からの要求に応じて、観測データに基づくコメント及び災害発生に関する知見を報告</li> </ul>

(2) 自主防災活動

島原市内の自主防災組織は、第一次的な防災機関として位置付けられ、島原市、警察、消防等の関係機関が一体となり、組織の機能が十分に発揮できる体制を構築する。

平常時において島原市内の全自主防災組織は、研修会等の実施により、火山・地震に対する防災意識の高揚を図るとともに、眉山崩壊災害時の避難計画の内容、組織内の編成及び任務分担等について周知徹底する等、眉山崩壊の危険発生時における行動に対して、万全の備えを整えておく。

(3) 防災訓練

島原市は眉山崩壊に関する防災訓練を定期的実施し、その際は可能な限り、全島原市民が参加できるような訓練を行う。また、県及び関係防災機関においても訓練に参加し協力する。

3 災害応急対策

眉山避難計画の概要については以下のとおりとする。

(1) 避難基準

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 眉山に異常現象が認められ、山体崩壊の危険性があると判断された場合、島原市長は、雲仙岳火山防災協議会等からの助言に基づき、住民に対し避難指示を発令する。</li> </ul> <p>※「協議会」の構成員：知事、市長、関係防災機関の代表者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長崎県知事は、雲仙岳火山防災協議会の報告内容または長崎地方気象台、九大地震火山観測研究センター、長崎森林管理署等観測機関の情報及び学識経験者の意見に基づき検討を行い、市長に対して避難指示等について必要な助言を行う。</li> <li>○ 市長は、避難指示に先立ち、住民等に避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者を対象に、自主避難の呼びかけを行う。</li> <li>○ 市長は、避難が必要なくなったと認めるときは、県及び関係防災機関と協議のうえ避難指示等を解除する。</li> </ul>
---



## 予防 第18節 眉山対策

### (2) 情報の収集と伝達

#### ① 眉山の監視観測体制

観測体制については、2.(1)の表「観測体制の概要」を参照のこと。

#### ② 防災機関相互間の伝達

防災機関において、眉山に異常が認められた場合、関係防災機関に対して速やかに無線または有線で通報する。

#### ③ 関係住民への伝達

島原市は、上記情報を入手したときは、必要に応じ、直ちに防災行政無線、広報車、サイレン等で関係住民等へ伝達する。

また、警察においても、県警ヘリコプター、警察車両等により住民へ伝達する。

### (3) 避難対象

有明地区・三会地区を除く島原市全域	約 30,000 人
-------------------	------------

### (4) 避難中継所

○ 島原市においては、住民等の速やかな避難及び輸送の効率化を図るため、島原市の南部、北部にそれぞれ避難中継所を設置する。避難中継所から、避難住民は市外地に設けられた各避難所へ移動する。

① 北部避難中継所（三会小、中学校）

② 南部避難中継所（深江小、中学校）

○ 避難中継所の開設にあたっては、市は職員を派遣し、消防団員、自主防災組織の役員とともに運営にあたる。

### (5) 避難所

○ 島原市は、避難所として長崎市及び諫早市内の学校等を定める。

○ 避難所は、各自治体の受け入れ体制が整い次第開設する。

○ 島原市は、避難所開設後は、職員を常駐させ、管理運営にあたる。

○ 避難所における、給食、寝具等物資の確保は、県及び自衛隊に対し、協力要請を行い、要請を受けた県及び自衛隊は、速やかに必要物資等の確保に努める。

### (6) 避難方法

避難にあたっては、島原半島内のパニックを防止し、避難を安全かつ能率的に行うため、関係機関の協力により正確な情報を迅速に収集するとともに、関係市、町の防災行政無線、ラジオ・テレビ等報道機関の協力も得て伝達の徹底を図る。

### (7) 要配慮者

要配慮者については、早めに自主避難の措置をとることを原則とするが、高齢者、障害者または観光客などの避難に対して、医療施設等及び自主防災組織、地域住民等の協力のもとに、適切な避難、誘導を行う。

#### ① 入院患者

市は、自主避難の呼びかけ段階で、市内の医療機関における入院患者に関しては他の施設に搬送する措置をとる。また、事前搬送及び避難所での救急医療に関して、市は県に協力を要請する。

② 特別養護老人ホームの入所者

市は、自主避難の呼びかけ段階で、市内の特別養護老人ホームの入所者に関しては、他の施設に搬送する措置をとる。

③ 観光客等

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域内へ避難させる。

避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

④ 急病人・負傷者

関係者の要請に基づき、消防が、救急車及び防災ヘリコプター等で搬送する。

⑤ その他の要配慮者

家族や自主防災組織を中心に迅速で的確な避難誘導を行う。

#### 4 災害復旧計画

第4章「地震災害復旧計画」に準ずるものとする。

